令和８年９月１５日　第三回世田谷区議会定例会（速報版）

午後一時開会

○**石川ナオミ議長**　ただいまから令和八年第三回世田谷区議会定例会を開会いたします。

◆◇◆◇◆◇

災害支援金の受付を開始いたしました。

支援金募集の一環として、八月二十二日に区内各所で街頭募金を実施したところ、多くの皆様方から温かい御寄附を賜りました。また、この募金活動には、多くの区議会議員の皆様にも御参加いただき、被災地支援に御協力をいただきました。さらには、地域の町会・自治会をはじめ、各種団体や区民の皆様にも幅広く御支援をいただいております。

この支援金は、区が独自に募集し、被災自治体へ直接お届けするものであります。お寄せいただきました支援金につきましては、できるだけ早期に被災自治体へお届けをしてまいります。

被災地の一日も早い復旧、復興を心より願うとともに、被災地を訪問した職員からの報告も踏まえ、区といたしましては、現地のニーズに応えながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

次に、本庁舎整備についてです。

二年前、令和六年、二〇二四年三月の一期棟の完成直後に着工した二期工事も、この九月に竣工を迎えます。

七月に、長い間、視野を遮っていた仮囲いが外され、ピロティーや大階段のある中庭広場が臨めるようになり、懐かしさを覚えた方も多かったのではないでしょうか。区民会館の折板状の壁面を背に中庭広場を眺めると、旧庁舎竣工当時のブロック舗装を再現した格子模様が広がり、空間の奥行きと開放感を一層際立たせています。広場を囲む東西棟をつないで巡る二階テラスと、支柱が程よく空間を区切っています。この庁舎の全景を見渡すとき、積み重ねてきた検討や議論を思い起こします。

今から十年前の平成二十八年、二〇一六年十二月、区は、新庁舎の設計者選定プロポーザルの設計条件となる本庁舎等整備基本構想を策定しました。建築から行政経営までの学識経験者七名と、公募と無作為抽出による区民委員十三名とで構成された二十名による検討委員会での熱心な議論を経て、まとめたものです。

この基本構想では、参加と協働・交流の区政を推進するための拠点としての庁舎、環境と調和し、環境性能が高く災害に強い庁舎、主体的で独自性ある政策展開を支える庁舎という三つの基本理念を掲げています。

この基本理念を実現するための五つの基本的方針の初めに、区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎とあり、ここに区民自治と交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していくという文言がございます。施設の機能向上に加え、旧庁舎群が紡いできた歴史的な

価値についての熟議がなされた結果、言及された表現でありました。二期工事の竣工を迎えようとしている今、こうして、出来上がりつつある配置を見ると、改めて空間特質の継承の意味が見えてまいりました。

旧庁舎の設計を担当した前川國男建築設計事務所の鬼頭梓氏は、第一庁舎竣工時の昭和三十六年、一九六一年発行の専門誌に寄せた文章の中で、一番エネルギーをつぎ込み、そして最後まで意見のまとまらなかったのが配置計画だったと明かしています。

建物を配置すれば、その内側だけではなく外側にも必ず空間が生まれます。その空間をどうすれば市民のための親しみやすいものにできるのか、旧世田谷区役所は、当時の設計者によって考え抜かれ、中庭広場を介して区民会館と庁舎をつなぐという手法で誕生したものでした。

一九六〇年頃は、戦後民主主義の象徴として、各地の自治体で庁舎建設に伴い前庭が造られ、市民広場と名づけられました。その後、それらの多くが、十分に市民広場として活用されないなど、必ずしも期待どおりには機能しなかったと聞いています。

その点で、世田谷区役所旧庁舎の中庭広場は、長年にわたり周辺の住宅地と穏やかに融合しながら区民に親しまれ、区民自治と交流の時を育んできました。そして、新庁舎でもその歩みを継承できる中庭広場が再び造られました。

さらに東棟一階には、区民交流施設が新たな機能として加わり、ピロティーや、東西棟を一体につなぐテラスで緩やかに広場とつながっています。

こうした空間構成は、平成二十九年、二〇一七年一月から区が実施した本庁舎等設計者審査委員会において分棟型の庁舎をつなぐ世田谷リングというコンセプトによって全体として一体感があり、各施設の機能的な連携が期待できるとともに、来庁者にとっても分かりやすい構成となっている、また、空間特質の継承については、区民ホールを保存する考え方を示し、東側道路からのアプローチや広場の構成を含めて、現庁舎等の特徴をよくそしゃくした提案となっていると評価されました。

今回、大階段や二階テラスの整備により、中庭広場は一体感のある空間へと生まれ変わり、多面的な活用の可能性が広がりました。日常においては人々が行き交う快適な歩行空間として機能し、催しが開催される際には、この場所を舞台に区民や事業者、ＮＰＯなどが様々な活動や発表、交流を展開することが期待されています。

新庁舎の整備に当たりまして、区は、プロセスそのものが区民の参加と協働となるよう、基本構想や設計段階はもとより、工事期間中も区民とともに考え、語り合い、創るこ

とを大切にしています。例えば、区役所周辺のケヤキの木々を保存いたしましたが、やむを得ず伐採したケヤキの木を生かす取組として、子どもから大人まで多くの皆さんとともに、製材や仕上げ作業を行い、区民会館のロビーやラウンジで利用する家具を作りました。また、屋上庭園の整備では、親子参加のワークショップを開催し、区民花壇のイメージを膨らませました。

今後も屋上庭園では、区民がのんびりとくつろいだり、また、区民交流施設では、区民による様々な活動が展開されていくことを期待しております。

もう一つ、新庁舎の特徴である執務環境の形についてです。

今回、一・二期棟が五階まで各フロア一つの空間になり、さらに、東西二つの棟が二階テラスや地下通路で接続された新庁舎を歩いていただくと、横に広くつながる建物であるという実感を持たれると思います。さらに執務室は、フロアじゅう見晴らしがよく、オープンなつくりになっていて、ところどころに打合せ用のスペースが用意されています。

こうした新庁舎の形は、基本構想の基本理念にある主体的で独自性ある政策展開を支える庁舎を実現するために設計されたものであり、執務空間の什器レイアウトには、若手職員によるワークショップでのアイデアも取り入れられています。

領域や所管を超えて行き来しやすい、横のつながりを基本とした新庁舎の形は、複雑化する課題に対して横断的なチームで取り組む、時代にかなったものであると考えています。

フラットで透明性が確保され、縦割りではなく分野横断的な横のつながりの強い組織は、外部環境の変化に強く、新しいアイデアも生まれやすいと言われています。また、ＤＸを真に推進するためにも重要な基盤となります。

この新しい執務環境の下、区は、組織力を最大限に生かし、より柔軟かつ実践的に社会の変化に対応し、区民生活を支えてまいります。そして、この新庁舎を訪れる人々、区民とともに世田谷区役所が戦後から継承してきた風景、歴史を、しっかりとつないでまいります。

次に、本年十一月に開設予定の新庁舎に整備する区民利用・交流拠点施設についてです。

この施設は、区民の交流を支え、新たな市民活動や協働を生み出す拠点として整備するものであります。区民利用・交流拠点施設のオープンに合わせて、十一月三日から二十三日の二十一日間にわたってオープニングイベントを実施いたします。

市民活動に関わる団体等が中心となって企画し、単なる開設記念セレモニーではなく、区民の皆様が新たな活動や仲間と出会える場とすることで、その後の施設利用や市民活動での活用につなげていきたいと考えています。

現在、約四十団体に御参加いただいており、実行委員会を立ち上げ、企画委員を中心に準備を進めています。

オープニングイベント以降は、市民活動支援の拠点として、活動立ち上げの相談、仲間づくり、情報発信支援等、運営事業者による伴走支援を行っていきます。

また、区民生活の身近な課題などに対する新たな市民活動が生まれるよう、環境づくりを進めてまいります。

ガラス張りのオープンな空間の特徴を生かし、異なる立場や世代の人々が自然に交わり、新たなつながりや活動が生まれる汽水域のような場を目指し、十一月の開設に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、住宅政策についてです。

令和八年度より、子育て世帯、若者夫婦世帯を対象とした、〝ずっと、世田谷。〟定住応援事業及び住み替え応援事業を実施しています。

近年、人口動態において、子育て世帯の中心である三十代から四十代及びゼロ歳から四歳児世代の転出超過傾向が続いており、その背景には、昨今の住宅価格の高騰や家賃の上昇、住まいの広さの不足等、住環境に起因する理由が大きく影響しています。

子どもや若い世代は、将来にわたり地域の活力や安全、支えあいを維持していく上で重要な存在であり、子育て世帯や若者夫婦世帯が、ライフステージの変化に応じて希望する暮らし方を実現し、住み慣れた世田谷で暮らし続けられる環境を整えていくことは、魅力ある住宅都市せたがやを実現する上でも重要な取組であると考えています。

〝ずっと、世田谷。〟では、区内での住宅取得等に対する定住応援金、民間賃貸住宅への住み替えに対する住み替え応援金を交付しており、これらは世田谷区を選び、住み続けるという選択を後押しし、応援したいという気持ちを形にしてまいりました。八月末までに約百五十件の申請をいただくなど大きな反響がありました。

さらに、子育て世帯や若者夫婦世帯が安心して住み続けられる環境を整えていくためには、その受皿である良質な住宅ストックの形成が必要となります。

このため、令和九年度、二〇二七年度の予算化に向けて、既存建物を活用してファミリー向け賃貸住宅に改修し、賃貸する個人または法人への支援を検討するなど、既存ス

トックの活用推進とともに、若者夫婦や子育て世帯が将来の生活設計を描ける住まいの確保に資する方策に取り組んでまいります。

また、高齢者や障害のある方、ひとり親世帯など、居住支援を必要とする方々のために住宅セーフティーネットの強化にも取り組み、その実現に向けた様々な可能性を探ってまいります。

今後も、〝ずっと、世田谷。〟に込めた思いを大切にし、区内に住み続ける選択への後押しと住まいの選択肢の充実を一体的に進め、誰もが安心して、世田谷に住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、主要生活道路一〇六号線、通称恵泉通りについてです。

通称恵泉通りにつきましては、本年四月、区と当事者との間で、令和九年、二〇二七年三月末までに自主的に土地を明け渡すことなどについて合意に至ったことから、区では令和十年、二〇二八年三月末の道路事業完成に向け、合意に基づく取組を進めております。

歩行者等の通行空間を整備する土地については、広場として整備予定の隣接区有地への樹木の移植が既に完了し、この九月末までに先行して引渡しを受ける予定です。引き続き、残る土地の本年度末の引渡しに向け、丁寧な当事者対応に努めながら調整を進めてまいります。

また、本事業の着実な推進と地域の分断を乗り越えた新たな地域コミュニティーの醸成につなげるべく、地域の皆様と参加と協働による取組を並行して進めております。地元町会をはじめ、近隣の小学校や保育園、恵泉女学園のほか、恵泉裏地域の環境を守る会にも参加を呼びかけ、道路開通後の交通安全や利用環境について地域の御意見を伺っていく場として、まち歩き会をこの七月に開催しました。当日、六十名を超える方々に参加をいただき、実際に現地を確認しながら道路開通に伴う課題に加え、地域の魅力やまちづくりへの提案について活発な意見交換が行われました。

あわせて隣接区有地の広場整備に関するワークショップの取組なども予定しているところであり、引き続き、地域との信頼関係を築きながら、当事者との合意に基づく取組を着実に進め、令和十年、二〇二八年三月末の道路完成を目指してまいります。

次に、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税制度の影響による区民税の流出が、令和八年度、二〇二六年度は約百三十五億円に上りました。昨年度と比べ八・五％増と伸び率は鈍化しているものの、年々財源の流出が増加をしており、平成二十七年度、二〇一五年度からの累計では実に八百二十八

億円もの税源が流出をしております。

ふるさと納税制度は、高所得者ほど高額の控除が受けられるため、制度の見直しの一つとして控除額の上限設定を国に強く要望してきました。その結果、令和九年寄附分から、住民税特例控除額の上限を給与収入一億円程度の方を念頭とした百九十三万円とするよう地方税法が改正されました。しかし、令和八年度、二〇二六年度の区の流出額百三十五億円を前提に影響を試算したところ、抑制される影響額は六億二千万円と、流出に対する効果は少ないままであり、さらに踏み込んだ制度是正が必要です。引き続き、特別区長会とともに、様々な機会を捉え国に制度是正を求めてまいります。

一方、令和七年度、二〇二五年度には、八億三千三百万円の寄附を区にお寄せいただきました。このうち、個人からの寄附でありますふるさと納税は、約五億六千五百万円と、前年度から約二億二千八百万円の増となっています。

今年度は新たに、砧・大蔵地区予約制乗合ワゴンの運行経費や、宮坂区民センター旧玉電・江ノ電車両補修・再塗装プロジェクトへの寄附募集も始めております。

また、子どもたちに人気の映画作品とコラボした品や、区内の音楽学校によるミュージシャンデビュー体験など、世田谷区ならではの個性的で魅力的な返礼品を拡充し、寄附獲得の取組も強化しています。

引き続き、共感を得られる寄附取組の充実と、世田谷区の多彩な魅力を発信する返礼品の充実に取り組み、寄附文化の醸成と一層の寄附獲得を目指してまいります。

次に、ユースカウンシル事業についてであります。

ユースカウンシル事業は、中学一年生から二十四歳の若者が、区が提起したテーマや、若者自身が課題感を持ったテーマについて若者主体の検討を行い、区に提言する活動です。若者が変える！世田谷をキャッチフレーズに、昨年七月に活動を開始しています。

八月四日に開催した検討結果報告会では、第ゼロ期のメンバーが、区長以下、担当部課長に対して、これまでの検討結果に基づく報告や提言を行いました。

当日は、世田谷の魅力発信、若者主体の居場所づくり、性的マイノリティーへの理解促進について報告があったほか、交通費負担が若者の行動を制限しているとの調査結果を踏まえ、若者向け運賃割引制度の導入や、若者の声を反映する仕組みなど四つの提言が示されました。

いただいた提言は区がしっかり受けとめる検討を行い、その結果を一年以内にフィードバックいたします。

引き続き、子ども、若者の参加、参画や、区政への意見反映を目指し、次期の第一期ユースカウンシルにおいても若者主体の検討を継続してまいります。

次に、第四十八回世田谷区たまがわ花火大会についてです。

区民に花火を通して、多摩川の水辺に親しんでもらうとともに、周辺環境の美化に努めることにより、ふるさと意識の醸成と区民相互の絆を深めることを趣旨に今年も開催します。

日時は、十月三日土曜日午後六時から、打ち上げ数は前回と同規模の約六千発を予定し、川崎市制記念多摩川花火大会との合同開催となります。

秋の夜空に音楽とシンクロした色とりどりに咲き誇る花火には、被災地復興、また平和への願いを込め、能登、東北及び熊本の花火師が作成した花火を打ち上げるほか、長谷川町子美術館の御協力によるサザエさん花火の打ち上げも予定しています。

来場者の安全対策につきましては、川崎市、警察、消防をはじめとした関係機関と綿密に協議を重ね、万全な対策を講じてまいります。多くの皆様に御来場いただき、心に残るひとときをお過ごしいただければと思います。

次に、第十期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてです。

区では、令和九年度、二〇二七年度を始期とする第十期高齢・介護計画の策定の考え方について、昨年十一月に世田谷区地域保健福祉審議会に諮問し、現在、高齢者福祉・介護保険部会において活発な議論を重ねていただいております。

これまで区では、住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を基本理念に掲げ、区民、地域団体、事業者との参加と協働の下、世田谷版地域包括ケアシステムの推進により、健康寿命の延伸、参加と活動の促進、介護・福祉サービスの確保にも取り組んできました。

コロナ禍を経て、人と人とのつながりや地域活動も徐々に回復しつつあり、高齢者の中には、就労や地域活動などを通じて社会を支える側として活躍される方もいらっしゃいます。また、スマートフォンやＳＮＳの普及により、多世代との交流や情報発信の機会が広がっています。

一方で、物価高騰の長期化や人材不足は高齢者の生活のみならず、介護保険サービスを支える事業者や従事者にも大きな影響を及ぼしています。今後、高齢者人口の増加と、生産年齢人口の減少が同時に進行する中、医療・介護ニーズへの対応と制度の持続可能性の確保は、避けて通ることのできない課題となっております。

こうした状況を踏まえ、第十期高齢・介護計画は二〇四〇年を見据えた施策展開の足がかりとなる三年間として位置づけています。今般、基本理念に掲げている地域社会の実現に向け、計画素案を区議会にお示しし、区民の皆様の声も聴いて高齢者福祉の充実を図ります。

次に、第三期世田谷区認知症とともに生きる希望計画についてです。

区では、令和九年度、二〇二七年度を始期とする第三期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定に向け、昨年十二月に世田谷区認知症施策評価委員会へ諮問し、現在、認知症の本人委員にも参画いただきながら議論を進めております。

これまで、令和二年に制定した世田谷区認知症とともに生きる希望条例の理念の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。また、あんしんすこやかセンターは地域づくりの推進役として、認知症の御本人や御家族、地域の皆様とともに取組を進めており、現在では、四者連携を基盤として、認知症の御本人を中心に地域の関係者が参画するアクションチームの活動が区内全域に広がっています。

高齢化の進展に伴い、ＭＣＩ（軽度認知障害）や認知症のある方は今後も増加が見込まれる一方、認知症の初期段階に効果が期待される治療薬の登場など、認知症を取り巻く環境は日々変化しており、医療、介護、地域づくり、権利擁護、家族支援など、多領域にまたがる課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、第三期計画では、新しい認知症観への転換に向けた継続的な取組に加え、認知症への備えの段階から診断後の支援まで切れ目なく取り組むこととし、その内容を盛り込んだ計画素案を区議会にお示ししたところであります。

今後も、認知症になってからも、自分らしく希望を持って住み慣れた地域で暮らし続けることができる世田谷の実現に向け、取組を着実に進めてまいります。

次に、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正素案についてです。

本条例は、様々な状況、状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現することを目的として、令和五年、二〇二三年一月に施行されたものであります。

条例の施行以来、地域共生社会の実現に向けた区の基本姿勢を示す重要な条例として、「たがいに拍手、ちがいで握手」を合い言葉にして、広く区民に周知する世田谷たがいちがいプロジェクトなどに取り組んでいるところであります。

一方、令和四年、二〇二二年九月に国連障害者権利委員会による日本政府に対する勧告がありましたが、本条例の区議会提案とほぼ同時期であったことから、勧告の内容を条例に一部反映することができませんでした。そこで、障害者施策推進協議会等での議論を重ね、このたび条例改正素案を取りまとめました。

改正素案では、国連勧告において特に重要とされた自立した生活及び地域社会への包容の考え方を踏まえ、障害のある方が、ひとり暮らし、家族との同居、グループホーム利用など、自らが選択した、地域での生活の実現に向けて区が取り組むことのほか、近年重要性が増している障害者の意思決定支援や障害当事者が主体的に区政に関与する区政への参加、参画について新たに盛り込む内容となっています。

今後、パブリックコメントや九月二十五日に玉川せせらぎホールで開催予定のシンポジウムなどを通じて次期インクルージョンプランとともに広く区民の皆様から御意見をいただきながら、誰もが尊重され安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例素案についてです。

全ての子どもは、一人の人間として尊重され、自らの可能性を伸ばしながら成長する権利を有しています。いじめは、子どもの尊厳と人権を深く傷つけ、その後の成長や人生にも大きな影響を残していく重大な問題です。区及び教育委員会ではこれまで、いじめ防止基本方針の策定や専門委員会の設置など、いじめ防止に向けた取組を進めてまいりました。しかし、いじめをめぐる背景や人間関係は複雑化しており、その対応には、単なる事実認定に留まらない、子ども一人一人の置かれた状況や人間関係を踏まえた包括的な視点が求められています。

こうした認識の下、区では、学校、教育委員会、区長部局及び地域が一体となって、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための条例制定に向けて、検討を進めてまいりました。世田谷区子どもの権利条例の理念も踏まえながら、学識経験者や教育関係者、保護者、地域の皆様から御意見を伺うとともに、子どもたち自身への実態把握アンケートやフォーラムシアター形式でのワークショップを通じて子ども自身の声を丁寧に聴き取りながら検討を重ねてまいりました。

さらに、八月一日に実施した総合教育会議において、世田谷区教育委員と、みんなで考える子ども主体のいじめ解決に向けてをテーマに意見交換を行いました。そこでは、いじ

めの根幹がどこにあるのか、また、子どもとの対話が重要である、さらには、子どもの力を引き出すことが重要であるなど、いじめに対して世田谷区がこれからの条例制定に向けて念頭に置くべき意見が出されました。

現在、令和九年、二〇二七年四月の施行を目指し、条例の素案を取りまとめたところでありますが、子どもの最善の利益を基本理念に据え、被害を受けた子どもの安全安心と尊厳の回復を最優先としながら、加害や傍観のそばにいる子どもに対しても、時には指導も含めて適切に支援しつつ、いじめに関係する全ての子どもたちを孤立させることなく、それぞれの背景や状況に寄り添った支援を行うこと、さらに、子どもの意見表明権を尊重し、子ども自身が解決の過程に関わることを重視しております。

加えて、予防、早期発見、早期対応から再発防止まで、切れ目のない支援体制の構築を図り、学校、教育委員会、区長部局、家庭、地域、関係機関が連携し、組織的かつ実効性のあるいじめ防止等対策の確実な推進を条例として位置づけることで、全ての子どもが、安全安心に学び、生活し、健やかに成長できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、私立小中学校等学校給食費相当額給付金の支給等についてです。

区では、令和八年度に東京都が開始した補助事業を活用し、子育て世帯への経済的支援のさらなる充実と教育費の負担軽減を図るため、区立小中学校に在籍していない児童生徒の保護者を対象に学校給食費相当額を支給する新たな事業を開始いたします。

本事業は、私立学校、国立学校など、区立小中学校に在籍していない小学校一年生から中学校三年生までの児童生徒の保護者に対して学校給食費相当額の給付金を支給するものであります。

長引く物価高騰等により、子育て世帯を取り巻く環境が厳しさを増す中、既に実施している区立小中学校の学校給食費無償化と併せ、より多くの子育て世帯の支援に続けてまいります。

また、この事業の開始と併せ、区立小中学校に在籍する児童生徒のうち、やむを得ない事情により長期間登校できず、学校給食を喫食することができていない児童生徒の保護者に対しても学校給食費相当額を補助することにいたしました。

この間、学校給食費無償化により、多くの御家庭の負担軽減が図られてきた一方、給食を喫食できない事情を抱える児童生徒の御家庭に対しては、支援が十分に行き届かない状況にありました。本補助事業により、このような他の支援との均衡を図るとともに、御家庭における昼食費等の経済的負担軽減を図ってまいります。

次に、第十二次世田谷区交通安全計画の策定についてであります。

世田谷区交通安全計画は、交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和四十六年、一九七一年に策定しており、これまで警察や消防、公共交通事業者、町会・自治会、区民の皆様が一体となって、交通事故防止に取り組んでまいりました。

この取組によって、区内における交通事故件数はピーク時の年間五千八百件から千六百件と七割近く減少しております。一方で、自転車事故は全国的に増加しており、世田谷区においても事故全体の約半数に自転車が関与している状況であり、交通管理者である警察は、本年四月に、自転車の青切符制度を導入しました。

本計画では、高齢者や子どもの安全確保を継続して行うとともに、自転車の運転者に対しても、一層のマナー向上を図る仕組みを盛り込んでいます。

さらに、電動キックボードに代表される小型モビリティーを計画の重点課題の一つに位置づけ、利用者や販売事業者へ安全利用に関する注意喚起をはじめとした啓発活動を行うことで、危険走行や迷惑走行などを抑制する取組について記載をしております。

区民意見募集を開始しておりますので、皆様より御意見をいただければと思います。

次に、補正予算案についてです。

このたびの補正では、国、都の学校給食費無償化に連動した対応や子ども・子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施、止水板設置工事助成金の増額などについて、速やかに対応するため計上するものであります。

あわせまして、国民健康保険事業会計など三つの特別会計につきまして、前年度繰越金の確定などに伴う補正も行っております。

全ての会計を合わせますと、五十四億二千三百万円の増額補正となっています。

最後に、本議会に御提案申し上げます案件は、令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）など議案三十五件、認定五件、諮問一件、報告三十件です。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御議決賜りますようお願いいたしまして、御挨拶といたします。

○石川ナオミ議長　以上で区長の挨拶は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

報告第三十七号　令和七年度世田谷区財政健全化判断比率の報告外報告二十九件

○石川ナオミ議長　以上で諸般の報告を終わります。

◆◇◆◇◆◇

を掲げ、十年間の世田谷区みどりの基本計画を策定しました。この間、目標達成に向けて、区は区民や関係者とともに様々な取組を進めてまいりましたが、今般、計画改定の時期を迎え、二〇三二年の目標達成は事実上困難な状況にあるという認識が公式に示されました。現在検討が進む次期みどりの基本計画では、目標達成の期限を定めず、緑を増やす取組は継続していくこととなります。区民が納得し、引き続き参加、協働したいと思える達成可能な目標設定や具体的な取組についてどのように考えているか伺います。

我が会派では、前回の代表質問で緑を資産として捉える観点の政策を求めました。これまでコストと捉えられてきた公園や街路樹、森林などは、現在は気候変動対策や防災、健康増進等に貢献する投資可能なインフラ資産として再定義されています。例えば緑が持つ雨水の貯留・浸透機能は、防災・減災に直結する資産価値の一つです。国土交通省が主要政策として掲げるまちづくりＧＸでも、グリーンインフラの整備促進が柱の一つに位置づけられており、区としてもこうした観点での取組が求められます。局地的豪雨や台風による浸水被害が頻発化、激甚化する中、限られた財源で治水対策を進めていくためには、公園などグリーンインフラの整備と水害対策との連携が不可欠です。区としてこの連携をどう図っていくのか、見解を伺います。

区では令和七年四月より、世田谷区子どもの権利条例が施行されています。本区が二十三区で最初に子どもに関する条例を制定してから二十年以上が経過した中で、子どもを権利の主体とし、権利の保障状況を検証する仕組みを持つ条例へと発展させ、さらに、検討過程において子ども自身の参加を制度化した点は、全国的にも先進事例として位置づけられています。

条例の施行では、実際に子ども自身が権利意識を持つことができ、それが日常生活の中で守られるよう機能することがより重要です。施行から一年半を経て、実際どう変化したのか、子どもの権利委員会による評価、検証はどのように行われているでしょうか。子ども自身への周知度、実感度の把握状況、アンケート等による検証の予定、また、相談、救済の仕組みが十分に機能しているか、区の見解をお示しください。

参加と協働という言葉は、区長就任以来、区政運営の基軸として掲げられてきました。しかし、長らくその中身が十分に問い直されないまま、形骸化してきてはいないでしょうか。参加と協働が無作為抽出の車座集会など、特定の対話形式の話にとどまっている感も否めません。こうした取組には一定の意義があったにしても、時代の変化に応じ、実効性のある取組へと刷新していくことが強く求められます。

区長はかねて、参加と協働の世田谷モデルを掲げていますが、この実現には、区民参加、意思決定のプロセスそのものを強化するデジタル民主主義の視点が不可欠です。区ではデジタルプラットフォーム「デシディム」を基本計画策定の場面で試行導入していますが、参加者を限定した運用にとどまり、本格展開には至っていません。今後どう強化していくのか、区長の見解を伺います。

想定外に備える災害対策について質問します。

気候変動に伴い、想定を超える豪雨による内水氾濫のリスクが全国的に高まっています。九月六日の大雨では、区内でも線状降水帯の発生が懸念される状況となり、野川、仙川に氾濫注意報が発出、区も自主避難場所の開設を行っています。千葉県の豪雨では、被害の半数以上がハザードマップの浸水想定区域外で発生しました。この教訓を踏まえ、区内でもハザードマップ想定区域外における内水氾濫リスクを再点検すべきと考えますが、見解を伺います。

水害への区民の関心や不安は大きく、新たに始まった止水板設置への助成には予定を上回る応募があり、予算を増額して対応する事態となっています。区は、世田谷区豪雨対策行動計画に基づき、増補管、バイパス管の整備や分流式下水道雨水管の放流量拡大等を東京都に継続的に要請していますが、これまでの要望の到達状況、都の対応はどうなっているのか、より強力な働きかけが必要と考えます。区の見解を伺います。

また、アンダーパスについて、区内の危険箇所の把握状況、ポンプ排水等の対策の実施状況、通行止め等の避難誘導体制はどうなっているでしょうか。千葉県では、冠水想定箇所への遮断器設置の検討が進められていると聞きます。本区としても、こうした具体策を検討すべきではないでしょうか。見解を伺います。

加えて、大規模災害発生時の災害廃棄物の仮置場は、災害の規模によっては不足することが懸念されています。所管課長が報道番組において区内では空いている土地が少ないのが課題と述べられており、今般多発している大規模自然災害を背景に、区民の関心も高まっています。この問題解決に向けた区の取組と廃棄物仮置場に関する区民への周知について伺います。

区民目線に立った行政経営についてお尋ねします。

金利のない時代から金利のある時代へ、長らく続いた超低金利環境は大きく転換し、円で何もしないでいると資産価値が目減りする時代になりました。こうした中、愛知県春日井市は基金約百五十億円に対し、利子収入が僅か八十万円、利回り〇・〇〇五％という事

態に気づき、証券会社の助言を受けて債券運用に本格着手しました。また、二十三区でも、豊島区のように運用実績を区民に分かりやすく公表する動きが見られています。区には、区民からお預かりした大切な税金を時代の変化を捉えて最大限に生かすことが求められます。安全性を確保しながらも、これまで以上に効率的な運用を行うため、運用利回りの目標設定や、さらなる専門家活用、タイミングを見極めた買換えなど、運用体制の強化を求めます。また、運用益の使途、区民への還元についての考えも伺います。

官民連携事業について、区は、せたがやＣｏ―Ｌａｂを通じて民間事業者からの提案などを受け付けてきました。一方で、区が課題を設定し、その解決を民間の力に求めていくテーマ設定型の連携については件数が少なく、十分に活用されているとは言い難い状況です。民間事業者を区が抱える課題を共に解決するパートナーとしてより積極的に位置づけるとともに、テーマ設定型のさらなる活用を含め、シナジー効果を生む連携を増やしていく必要があると考えます。官民連携に関する区の認識、今後の方向性を伺います。

昨年、世田谷区実証実験提案制度における区の負担上限額を五十万円から百万円に引き上げましたが、実証後の本格的な事業展開にはつながりにくい現状があり、助成が民間事業者にとって十分なインセンティブになっていない状況がうかがえます。実証実験を行った民間事業者が、本格実施の際にプロポーザルに手を挙げず、他区で事業展開をした例があるともお聞きしています。区は選ぶ側ではなく、選ばれる側であるという認識を持つべきです。区民サービスの向上に役立ち、地域の価値を高める質の高い協働事業を増やしていくための区の考えを伺います。

上用賀一丁目地区では、平成三十一年一月に国立医薬品食品衛生研究所が川崎市へ移転して以来、跡地の活用に地域住民も注目しています。当該地区は、広域避難場所としての機能の維持向上が求められているとともに、緑の確保や福祉施設の整備への活用も期待されます。この跡地活用についての現状と国への働きかけをどう行っていくか伺います。

区民生活と地域経済の持続的支援策についてお尋ねします。

区は、令和七年度住民税非課税世帯等を対象に、一世帯二万円の物価高騰生活支援給付金を支給するなど、国の重点支援地方交付金を活用した単発的な給付を中心に対応してきました。物価高騰の長期化が見込まれる中、その影響は、低所得世帯に限らず、中間層をはじめ幅広い世帯に及んでいます。より多くの世帯に行き届く恒常的、継続的な家計負担軽減策を検討すべきではないでしょうか。区の見解を伺います。

区ではこれまで、重点支援地方交付金の活用も含め、地域経済対策の一環としてせたが

やＰａｙに予算を投じ、その規模を年々拡大させてきました。しかし、今年二月のシステム改修で不具合が生じ、ポイントを誤って多く付与するという事態が発覚しました。区は再発防止に向けて、新たにコンサルタントによる伴走支援を導入すると聞いていますが、当初の事業設計が十分であれば、後から追加の委託費を投じて立て直すという二重の税金の支出は避けられたはずであり、事業設計そのものの甘さが問われるべきではないでしょうか。このコンサルタントによる伴走支援について、区は、いつまで、どのような条件が整った時点で終了とお考えなのか。せたがやＰａｙが継続する限り恒久的にコンサルに税金を投入し続けることになるとすれば、区民の理解は到底得られません。区の見解を伺います。

令和七年度世田谷区産業基礎調査によると、現在の経営上の課題として人手不足を挙げる事業者が三四・九％で最も多く、従業員を確保できていない事業者も約半数に上ります。また、事業承継の課題として、適切な後継者の不在が二五・四％と最多となっており、経営者の高齢化と後継者不足も浮き彫りになっています。

一方で、就労意欲を持つシニア層の増加に対し、その経験やスキルは人材獲得に悩む地域の中小企業に十分に認知されていないと考えます。こうした人材需給のミスマッチ解消は、地域経済の持続的発展のため重要な課題です。足立区や東京都などでは、六十歳以上の経験豊富な人材と中小企業を結びつけることに特化したマッチング事業を実施しています。マッチングの強化やシニア人材採用に関する事業者への啓発、他の公的機関や民間事業者との連携も含め、区の考えを伺います。

福祉分野における需給ギャップ解消に向けてお尋ねします。

区長はさきの定例会招集挨拶で、本年四月の保育待機児童数が百六十六人となり、前年と比べ大幅に増加したことを大変重く受け止めていると述べられています。無償化の影響により顕在化していなかった保育ニーズが掘り起こされ、子どもの数の増加以上に保育需要が伸びていると区も分析しています。一方で、区ではこの間、認可保育園も含め、保育の質や運営の適正性を問われる問題が重ねて報じられています。区は、サービスの質の確保、事業者への経営支援、保育定員数の確保にそれぞれどのように取り組んでいくのでしょうか。

区は一・二歳児の定員確保を前倒しし、令和九年四月、令和十年四月開設に向けた施設整備を進めていますが、それだけでは賄い切れません。定期利用保育の拡充等も含め、待機児対策への取組を伺います。

重度障害者向けグループホーム「クラシノオト大蔵」が新規開設されました。会派で視察してまいりましたが、医療的ケアに対応できる設備を備え、地域に開かれた施設として期待がかかります。最重度の医療的ケア児者を持つ御家族からは、例年グループホーム整備の要望をいただく一方で、入居に当たっては、障害の重さから、慎重にサービスの質を見極めながら、時間をかけて判断する必要があるとも伺っています。出足の応募の数以上のニーズを想定すべきと考えます。応募の現状と今後のニーズを見極めた整備や支援について伺います。

東京都は介護従事者向けに居住支援特別手当の制度を創設しましたが、勤続年数の長い職員や在宅介護の主軸を担う訪問介護等の短時間勤務者には適用しにくい制度設計となっています。他区では独自の支援策を講じている例もありますが、見解を伺います。あわせて、都に対し制度改善を強く働きかけるべきと考えます。見解を伺います。

最後に、参加と協働の刷新に向けて、あらゆる分野の参加と協働についてお伺いします。

区の公表によると、令和八年四月一日現在、区職員に占める女性の割合は五三・一％と過半数である一方、管理職に占める女性の割合は二五・五％にとどまり、特に部長級では一五・六％と過去よりは上昇したものの、依然として低い水準です。同計画で掲げる管理職の女性割合三三％という目標からは程遠いこの現状の改善が急務です。我が会派では、これまで女性管理職登用が進まない背景にある課題として、ジェンダー平等意識の醸成やキャリアパス、ジョブローテーションの改善を求めてきました。区は現在（仮称）第三次男女共同参画プランの策定を進めていますが、この課題を所管としてどのように認識し、新たなプランの中にどう位置づけていくのか伺います。

千歳烏山駅南側市街地再開発事業では、容積率の緩和により、タワーマンション建設が予定されているとお聞きします。近年超高層マンションは、老朽化に伴う修繕積立金や管理費の大幅な上昇、大規模修繕の合意形成の難しさなどが課題と指摘されており、将来的な資産の流動性低下を懸念する声も出ています。再開発に不安を抱く地権者の方々から、区や区議会に要望や陳情が相次いで提出されています。再開発区域には区が整備する駅前広場用地も含まれていることから、区は都市計画の許可、指導を行う立場であると同時に、当該区域内に土地を持つ地権者的な立場でもあります。区はこのような立場を踏まえ、単に許認可、指導を行うだけではなく、地権者の一員として、計画内容そのものについて、再開発準備組合、事業者側に主体的に意見を述べていくお考えはあるのでしょう

か。地権者のリスクを区も当事者として受け止め、対応していくお考えがあるか、見解を伺います。

現行の第三次世田谷区立図書館ビジョンは、知と学びと文化の情報拠点を基本理念に取組が進められていますが、施行から一定の期間が経過した今、区民にとって図書館がどのような役割を果たすべきか、改めて問い直す時期に来ていると考えます。

本区では、直営か、民間委託かといった運営形態の議論が多くなされてきました。しかし、他自治体の図書館を数多く視察してきた中で、縦割り行政の目線ではなく、区民目線に立ち、他部門や民間機関との連携の下で、図書館に求められる機能を大胆に捉え直す先進的な自治体の図書館の在り方に深く感銘を受けました。

新潟県長岡市の米百俵プレイスミライエ長岡、互尊文庫は、会話可能な滞在型の空間づくりやテーマ別配架、大学、産業界と連携した若者、企業家の交流拠点としての機能を備え、開館半年で来館者二十万人を超えるなど注目を集めています。岡山県瀬戸内市の瀬戸内市民図書館もみわ広場は、開館前から市民参加型のワークショップを重ね、利用者目線での配架構成を実現し、二〇一七年度ライブラリー・オブ・ザ・イヤー大賞を受賞しています。区はこうした区民参加の充実の必要性をどのように認識しているか、また、これらの先進事例のプロセス、機能面の充実を調査研究し、反映していくべきと考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　中塚議員にお答えをいたします。

特に教育の政策についての到達、そして未着手の課題についてでございます。

私は、今期、学びの質の転換や不登校支援のため、ほっとスクールの増設及び充実、そして、当時不登校特例校と言われたねいろの開設、呼び方が変わって学びの多様化学校として本年四月に北沢学園中学校を開校しました。新たな教育環境の整備について道を開くことができたと考えています。

また、先ほど招集挨拶でも述べたとおり（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例、この制定に向けて検討を進めております。全ての子どもが安全に学んで、穏やかに生活し、そして成長できる環境を確保できるよう、とりわけ被害児童に対する保護とケアをしっかりサポートしつつ、実効性のある制度を目指して実現していきたいと思います。これは課題の大きなものとなっております。

一方で、世田谷区に住み続けたいと思う子育て世代の区民の思いに応えるために、住宅政策については、良質かつ低廉な家賃設定の住宅を確保していくことについていまだ道半ばであると考えています。引き続き有効な手だてを考え、検討してまいります。今期四年間でお示しした実施計画について、政策の目標達成に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、オンライン、デジタル上の参加と協働についての御質問をいただきました。

区は参加と協働による施策展開を区政運営の基盤としておりまして、本年三月に策定したせたがやＤＸロードマップにおいても、参加と協働のＲｅ・Ｄｅｓｉｇｎに向けた取組である協働プラットフォームの構築を通して、デジタル利用による参加と協働を進めることとしております。この中で、対面とデジタルを効果的に組み合わせた参加の在り方を検討し、これまで区政に関わる機会の少なかった若い世代や、子育て、就労等で直接の参加が困難であった方々、また、移動が難しい方々など幅広い層の区民が直接に参加できる環境を整え、地域課題に、あるいは行政テーマに区民とともに取り組み、協働による解決の道筋をつくっていくことを目指してまいります。そのためには、異なる意見を重ねながら合意形成する中で、区民、事業者、区が共に相互に信頼し、地域課題の解決に当たるパートナーシップを形成することが重要であり、事業者に全てを委ねるのではなくて、区民参加を促すコーディネーターの役割を区自身が果たしていくべき課題だと思っております。

そして、物価高騰対策と経済対策についての御質問です。

議員御指摘のとおり、物価高騰の長期化や所得の乖離が顕在化する中で、区民生活や地域経済を持続的に支える取組はますます重要です。現在、国において、恒常的な家計負担軽減策として給付付税額控除が検討されており、消費税の時限的な食料品一％への移行についても、物価と賃金の動向を注視しているところであります。

また、重点支援地方交付金について、各自治体の実情に応じて生活者支援や地域経済対策などに対し、幅広い取組に活用できるものと認識しております。区はこれまで、交付金に区の財源も加えて、給付金や子育て世帯への支援、せたがやＰａｙによるポイント還元など様々対策を講じています。引き続き、社会経済状況の変化や区民生活の実情を的確に捉えるとともに、国の交付金などの活用も含め、効果的な施策を時宜を逸することなく、機動的に展開するよう取り組んでまいります。

以上です。

〔中村副区長登壇〕

○**中村副区長**　私からは、保育待機児童について御答弁いたします。

世田谷区の待機児童数が全国最多になったことについて、副区長として重く受け止めております。事務方の責任者としておわびを申し上げます。

現在、急増する保育需要に対応するため、新規保育施設の前倒し整備に取り組んでいるところです。引き続き保育の質の確保とともに、ゼロ歳児の欠員補助、一・二歳児の定員拡充のための準備経費補助など、低年齢児の定員確保と保育施設の安定運営の両面をにらみながら、あらゆる手段を講じて待機児童の解消に全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔清水副区長登壇〕

○**清水副区長**　私からは、二点御答弁申し上げます。

まず、せたがやＰａｙについて、せたがやＰａｙの伴走支援についてでございます。

せたがやＰａｙ事業は、商店街振興組合連合会が五年前に開始して以降、区が本事業への補助を通じて地域経済循環の推進や物価高騰対策に取り組んできたこともあり、現在では大規模なデジタル地域通貨事業へと成長いたしました。区はこのたびのせたがやＰａｙに係る商店街振興組合連合会からの支援要望やポイント誤付与事案に関する検証委員会の最終報告を踏まえ、システムや運営体制の課題を検証し、セキュリティー監視体制やオペレーションの適正化などを集中的に支援する監査、伴走支援を今年度に実施する予定です。令和九年度以降は、システム監査を除き、この伴走支援を繰り返す予定はなく、今年度の成果を基に、システム運用やセキュリティーガバナンスを第三者の視点で継続的に確認する予定です。実施内容や手法は今後検討してまいります。

続いて、職員のジェンダー平等意識の醸成や女性職員のキャリアパス、ジョブローテーションの改善に関する第三次男女共同参画プランでの取組についてです。

職員一人一人の理解と意識の向上を図るため、ジェンダー平等に関する基礎研修を実施するほか、ガイドライン等の策定により、基本的な考え方や取組の方向性を示すなど、次期プランに位置づけることで庁内全体で共通認識を持ち、組織的なジェンダー平等の推進に取り組んでまいります。また、女性管理職の登用が進まない背景には、本人の意向や選択のみならず、若手期からの事務分担や配置、挑戦機会の提供など、組織側の環境がキャリア形成や昇任意欲に影響を及ぼしている可能性があると認識しています。

次期プランでは、ロールモデルの提示など、女性職員のキャリア形成支援を図るとともに、ジェンダー平等意識向上のための管理職研修実施など、組織側の環境改善も進め、女

性職員の選択肢拡大に向け、庁内全体で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知久教育長登壇〕

○知久教育長　私からは、図書館の開設や運営に当たっての区民参加の仕組みと他自治体の先進事例等に見られる参加のプロセスをどのように取り入れるかについて、二点お答えいたします。

図書館は、資料の収集、保存、貸出しといった従来の役割に加え、区民の学びや多様な交流、地域活動をつなぐ場として、その重要性が一層高まっているものと認識しております。そのため、利用者をはじめとする区民の声に丁寧に耳を傾け、その声を施設やサービスの向上につなげていくことが重要であると考えております。区ではこれまでも、図書館整備や運営に当たり、運営協議会での議論や区民ワークショップの実施、ボランティア団体をはじめとする地域団体との連携など、様々な取組を進めてきました。一方で、利用者ニーズが多様化する中で、区民参加の在り方についても工夫を重ねていくことが求められているものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、次期図書館ビジョンを見据え、他自治体の先進事例も参考にしながら、構想段階からの対話や多様な主体の参画を重視し、図書館の将来像を共有しながら検討を進めてまいります。また、計画策定後も継続的に意見を伺い、その成果を運営に反映する仕組みづくりに努めるなど、参加と協働を図書館運営の基盤として、これからの時代にふさわしい図書館づくりに取り組んでまいります。

私からは以上です。

○北川みどり㌠推進担当部長　私からは、緑政策に関しまして、二点御答弁いたします。

初めに、次期みどりの基本計画の策定に向けた目標や取組の考え方についてです。

みどり率三三％などを目指しました世田谷みどり㌠は、区民、事業者とも共有する区の緑政策のシンボルとして多様な取組を推進するとともに、緑を守り育てる意識の醸成におきまして大きな役割を担ってきました。目標としてきました区制百周年時の達成は厳しい状況ではありますが、引き続き世田谷らしい緑政策を推進していくため、次期計画におきましても、世田谷みどり㌠は達成年度を定めない長期目標として継承すべきものと位置づけ、その歩みを続けていく予定でございます。その上で、国分寺崖線や農地の緑、区民が身近で実感できる緑、区民とともに育んできた緑など、世田谷らしい緑を守り育てる

という視点などに基づきまして、計画期間の目標像や区民と成果を共有、実感できる指標を設定し、重点的に取り組む施策を検討してまいります。

次に、公園などにおけるグリーンインフラの整備と水害対策との連携についてでございます。

緑は自然環境としてのみならず、多様な価値があり、昨今の猛暑な日々が続く気候変化に対応していくためにも、都市における樹木の大切さは増すばかりと考えてございます。また、自然の持つ様々な機能を積極的、かつ有効に活用するグリーンインフラの整備は水害における流域対策として重要な取組と考えておりまして、公園などの新設改修では、雨水貯留浸透施設などのグリーンインフラを積極的に設置するとともに、近年では、玉川野毛町公園などに、自然石や地形の変化などの特徴を生かしまして、利用者に親しまれる雨庭の整備を行っているところでございます。引き続き公園緑地ならではの創意工夫を取り入れまして、雨水の浸透対策量を増やすなど、水害対策と連携した公園整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松本子ども・若者部長　私からは、三点御答弁いたします。

初めに、子どもの権利委員会による施策の評価、検証と子ども自身への条例の周知度、実感度の把握、相談、救済の仕組みについて併せて御答弁いたします。

子どもの権利委員会では、若者委員と大人の区民委員、学識経験者委員が区の施策における子どもの権利保障について評価、検証を進めております。今期は意見を表明し、参加、参画する権利の保障状況を検証するため、区内の中高生や保護者、教職員等を対象にアンケートを行った結果を評価、検証し、改善点等を取りまとめ、来年六月に区へ提言する予定です。

アンケートでは、回答した中高生の約四六％、二千九百七十五人が子どもの権利条例を認知しており、三年前より三〇％以上向上しております。権利委員会の議論では、子どもが自らの意見で変化を起こす体験を増やすことが権利意識の向上につながると指摘されており、今後の取組に生かしてまいります。

また、お話しの子どもの相談、救済はせたがやホッと子どもサポートが個別権利救済を行っており、子どもの思いを丁寧に聴きながら、対人関係や家庭、家族の悩み、いじめなどの相談に対応しております。

次に、保育待機児童対策における当面の受皿確保についてです。

令和九年四月入園に向けては、開設が決定している新規保育施設の着実な整備とともに、既存保育施設の受皿確保も重要であると認識しております。私立保育園には、定員拡充のための準備経費補助や区の要請に基づき確保した一・二歳児定員の欠員補償の制度を説明しながら、定員確保の要請を行い、各園との個別交渉も行っております。また、再整備に向けて、定員の計画的減少をしている区立保育園では定期利用保育の実施も予定しており、引き続き既存保育施設にも最大限の協力を得ながら、定員の確保に努めてまいります。

以上です。

○永池危機管理監　私からは、千葉の教訓を踏まえ、区内でもハザードマップの想定区域外での内水氾濫リスクを再点検すべきについてお答えします。

区が発行するハザードマップの内水氾濫・中小河川洪水版は、東京都が公表した浸水想定区域図内等を基に、浸水の深さ、避難所、アンダーパスなどを示しており、その降雨条件は想定し得る最大規模の降雨とし、先般の千葉豪雨の雨量を上回る時間最大雨量百五十三ミリ、総雨量六百九十ミリの想定となっております。ハザードマップに示した浸水想定区域外でも、建物の構造等により浸水する可能性があるため、ハザードマップにおいて、浸水想定以外に過去の浸水箇所や状況が掲載された区ホームページを案内するなど、引き続き様々な方法で水害リスクを示す工夫を図ってまいります。

以上です。

○畝目土木部長　私からは、区内アンダーパスの対策等についての御答弁です。

現在、世田谷区のハザードマップでお示ししておりますアンダーパス等は、国道と都道に七か所、区道は瀬田アートトンネル一か所がございまして、状況に応じ、現地では冠水情報表示板や冠水の深さが分かる路面標示、排水ポンプ等が設置されております。国は、このたびの冠水事故を踏まえまして、事前交通規制等の実施や車両進入防止対策強化の検討を自治体に通知しましたが、区では既に、事故防止に向けまして区道を改めて確認しており、その結果、国士舘坂については下水道幹線に雨水を直接排出する構造となっておりますが、万が一に備えまして、注意喚起の看板や路面標示などの設置を順次進めるとともに、車両進入を防止するための遮断機等について検討を行ってまいります。また、区道では、二か所目としてハザードマップへの追加表示を行っていくことといたしました。

今後、警察や関係機関と連携した迅速な通行止め等の対応とともに、注意喚起等の情報発信の両面から安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○畝目豪雨対策推進担当参事　私からは、東京都への豪雨対策における継続的な要請に関しての御答弁です。

豪雨対策における河川下水道整備については東京都が担っておりまして、区では周辺区市を構成員とする協議会等を通しまして、この十年間に、河川六件、下水道十二件の事業における早期整備についての要望を継続して行ってまいりました。こうした活動によりまして、野川の河川改修の完了や完成間近の谷沢川分水路、事業中の蛇崩川増強幹線など九件の実績がございまして、また、ほかに九件につきましては、構想・計画段階となってございます。

こうした整備は構想から施工まで長期間を要しますが、早期に事業が実現できますように協議会や個別調整の場におきまして要望の背景をしっかりと伝えるとともに、これまで以上に整備への協力を進めるなど、働きかけを強めてまいります。

以上でございます。

○池田清掃事業再編担当参事　災害廃棄物の仮置場について御答弁いたします。

災害廃棄物の仮置場は、区立公園等を候補地とし、災害状況に応じて具体的な指定を行う予定ですが、発生量によっては仮置場が不足する可能性も否定できないと認識しており、現在二十三区と共同で仮置場を経由しない処理先への直送などの選択肢を含めた検討を進めているところでございます。引き続き、災害時のごみ収集の目安となる日程などの区民周知を図るとともに、発災時の仮置場の迅速な指定と区民周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○玉野会計管理者　私からは、基金運用について御答弁申し上げます。

区では毎年公金運用計画を策定し、積立基金の一括管理、運用を行っており、令和七年度の平均利回りは〇・五六％となっております。また、今年度につきましては、定期預金利率が上昇していることから追加で預け入れを行うなど、全体で約十二億円を超える利子収入額を見込んでおります。引き続き、日々の情報収集や証券会社等との定期的な運用相談等を継続し、積立目的に応じた事業への活用などに備えるため、満期償還を迎えた債券について、金融環境の変化を的確に捉えながらよりよい商品を購入するなど、積極的な基金運用を着実に進めてまいります。

以上です。

○田中政策経営部長　私からは三点、まず、官民連携の課題について御答弁いたします。

テーマ設定型による募集は、テーマの掲出方法を含め、各自治体での取組状況は様々であり、区としては、具体の連携による課題解決の実現が重要であると認識しています。新たに導入した実証実験提案制度では、昨年度の二件に加え、今年度は全四件をテーマ設定型で取り組み、実現事例が徐々に増えています。今後もテーマ掲出時に担当部署のニーズを明確にし、民間事業者の皆様には、自身のノウハウでの地域課題解決が今後の事業展開に生かせるものであるとメリットを感じて、当区テーマに着目いただけるよう工夫を重ね、成果につなげてまいります。

次に、実証実験の課題についてです。

実証実験提案制度では、区が一部経費を負担する範囲を少額随意契約の基準額内とすることで、手続を簡素化し、迅速な実証実験の実施を可能とする仕組みであり、提案する所管のニーズに沿った実証実験につなげております。一方で、実証実験の結果、本格的な事業化はせず、別の手法で課題解決を図るケースや、お話しのとおり、実証実験を実施した事業者が本格実施時の公募への参加を見送る事例もあります。

今後も、当該制度の改善に向け、他自治体の事例なども分析しながら、区が選ばれ、より有益な連携事業の実施につながる仕組みとなるよう検討してまいります。

次に、上用賀エリアの国有地についてです。

上用賀一丁目地区にある当該地は区内でも希少な大規模未利用地であり、周辺住民の皆様からも高い関心が寄せられているものと認識しています。また、まちづくりの観点からも、広域避難場所機能の維持向上や緑豊かな市街地環境の形成を図る上で重要な土地であると考えております。

区としては、引き続き国の動向や土地利用の条件を的確に把握するとともに、地域ニーズや行政需要を踏まえながら、当該地の活用の在り方も含めた検討を進め、時宜を逸することなく、国に働きかけてまいります。

私からは以上です。

○五十嵐経済産業部長　私からは、中小企業支援としてのシニア人材のマッチング等について御答弁いたします。

事業者の人手不足が課題である中、三茶おしごとカフェにおける就職決定者数の約三割が六十五歳以上となっており、シニアが重要な人材であることがうかがえます。シニア就労の後押しとしては、ハローワークと連携した就労面接会や三茶おしごとカフェでの就労

相談、セミナー等の実施に加え、シルバー人材センターでは、派遣事業への参入により、会員への多様な仕事の提供に努めております。

引き続き、シニア人材の経験などを生かせる求人開拓や事業承継の担い手としての後押し、事業者への有効な情報提供など、他自治体の事例研究や他事業や関係機関との連携可能性も探りながら、シニアと事業者の双方に資する施策の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○杉中障害福祉部長　私からは、重度障害者向けグループホームの整備について御答弁いたします。

区では、障害者施設整備等に係る基本方針に基づき、重度障害者向けグループホームの整備を進めており、このたびのクラシノオト大蔵の医療的ケアにも対応する重度障害ユニットの利用者募集に対して、定員十名のところ、医療的ケアが必要な方も含め五十名以上の申込みがあり、依然として施設の需要は高いと認識しているところです。障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き公有地等を活用した施設整備を促進するとともに、さらなる整備拡充に向けて必要な支援策を検討してまいります。

以上です。

○河島高齢福祉部長　私からは、介護従事者向け居住支援特別手当について御答弁いたします。

都の居住支援特別手当事業は、所定労働時間が週二十時間以上の介護職員等を対象に、勤続五年目までは月額二万円、六年目以上は一万円の手当を支給するもので、議員御指摘のとおり、短時間勤務者が対象外となることや勤続六年目以降に手当額が減額となる制度であることは認識しております。介護職員は、勤務法人の人事異動等により、区市町村の枠を超えて勤務することもあり、広域的な施策の展開が必要であるため、国の介護報酬の動向を踏まえつつ、短時間勤務者も含めた支援対象の拡大や勤続年数によって処遇が低下することのないよう、都に対し、事業の拡充を要望してまいります。

以上です。

○堂薗烏山総合支所長　私からは、千歳烏山駅周辺のまちづくりについての御答弁です。

再開発が検討されている区有地は、駅前広場整備に伴う代替地等として取得したものであり、御指摘のとおり、区も土地所有者の立場にあります。一方、区は、土地所有者としてだけでなく、駅前広場南側地区の再開発事業を含む地域全体のまちづくりを進める立場でもあります。その中で、事業の将来性や資産価値に不安を感じる地権者がいることも認

識しております。このため、千歳烏山駅周辺のまちづくりを進めるに当たっては、地域の皆様の御理解が大変重要であると考えております。

これまでも、ちとからまちづくりフォーラムなど、様々な機会を通じて多くの皆様からの御意見や御提案をいただいてまいりました。今後も、いただいた御意見等を再開発準備組合に伝えるとともに、地域の皆様の御理解が深まるよう、引き続き協議調整を行ってまいります。

以上でございます。

○二十五番　中塚さちよ議員　御答弁ありがとうございました。

区長の政策、いろいろ取り上げていただいて本当に具体的に進展したものも多々あるかなと感じています。

一方で、もう一つ思い出したのは、もともと区長が就任された頃、うちの区は待機児がすごく多くて、その後、一生懸命待機児対策で、一時期待機児がゼロになったといったこともありました。本当に子育て、保育に力を入れてきたところ、ここに来て、また待機児が増えしまった。まさに就任時代の振出しに戻ってしまったんじゃないかというような現状かと思っているんですけれども、こういった課題について、区長として、また引き続きどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　再質問に御答弁申し上げます。

確かに待機児が千名を超えるという大変な状況の中で、年間十か所を超えて、同時並行で、もう二年分、三年分と次々と保育園の開設をしていくという時期がございました。結果、それらの整備が一定の需要を満たして待機児ゼロと発表できるときが何年かございました。

この間、本年に関しては五百人という保育園希望者が急増するというような事態。不覚にもそこまでの予想をしていなかったということは、利用者の方、保護者の方に申し訳ないと思っております。秋に保育園に入るということを区立保育園で試行的に実施していますけれども、やはりすぐに埋まっていきます。待機児ゼロであっても、生まれ月によっては、認可保育園、全部埋まっている、年に一回しかチャンスがない、こういった保育の制度の抜本的な見直しについても、区でできること、やはり国の制度について改めていただかなければならないこと、これらも整理しながら改善を期してまいりたいと思います。

○二十五番　中塚さちよ議員　御答弁ありがとうございました。

子どもの数が増えている以上に、やはり共働きをしないとこの区で食べていけない、保育料が無償になったということで、お子さんを預けて働きたいという方が本当に増えているんだと思います。この物価高、それから家賃が非常に上がっている、こういった課題を解決していかないと、今までと同じ考え方で保育園をどんどんつくっていっても、とても需要を賄い切れない現状だと思います。区民の生活が本当に安心して、物価高に負けない賃上げ等を実現していけるような世田谷区の地域経済の発展のほうにも力を尽くしていただきたいと要望申し上げまして、代表質問を終わりとさせていただきます。

○**石川ナオミ議長**　以上で中塚さちよ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時三十四分休憩

――――――――――――――――――――

午後二時五十五分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆◇◆◇◆◇

したと言わんばかりの態度は、先達に対してあまりに敬意を欠くのではないでしょうか。むしろ私は、保坂区政以前の区政に区民参加に対するより強い思いを感じます。

例を挙げます。千歳烏山駅前再開発において参加と協働は行われているでしょうか。七月二十九日に審査された陳情令八・一一号にあるように、地域の皆さんから、この事業の仕組みへの疑問、説明不足による不安を払拭できずにいるとの声が上がっています。区はそうした声に応え、今はまだ地域の合意形成に時間をかけるべき段階ではないか、見解を伺います。

千歳烏山駅前再開発については我が会派の大庭正明議員が一般質問で取り上げますが、本日は、再開発における、いわゆるタワーマンションと駅前広場の関係について聞きます。

再開発は、区の事業である駅前広場の整備と一体で進められています。駅前広場区域内の地権者の中には、マンションの床との権利変換を選択する方もおられる仕組みです。タワマン建設が計画どおりに進まなかった場合、地権者は移転することができず、駅前広場整備に支障が出るのではないでしょうか伺います。

また、近年、タワマン建設は計画どおりに進まない事例が多々見られますが、区は、今回の計画が支障なく進み、駅前広場も予定どおり完成すると言える情報を持ち合わせているのか。伺います。

次に、保坂区長の多選の弊害についてです。

区長は九月四日の記者会見で多選について問われた際、多選批判の論拠は自分には当たらないといった趣旨の発言をしていました。米国の心理学者ダッハー・ケルナーは権力のパラドックスの中で、権力は他者への共感を低下させること、社会的ルールや道徳を破らせやすくすること、傲慢な自己評価を生むことなどを示し、そうした権力者の行動によって組織の著しい士気低下などが引き起こされ、ひいては社会に経済的、心理的なコストをもたらすと指摘しています。

私は、令和六年二月二十二日、令和八年二月二十日の本会議にて、世田谷区役所では、定年退職などを除く普通退職者、そして休職者数が増加し続けていること、メンタル不調による休職者数が増加し、市レベルの自治体平均を大きく上回っていることを明らかにしました。これこそ、ケルナーの指摘に保坂区政が符合する現実ではないでしょうか。

以下、区長の意思決定におけるおごり、組織の乱れの観点から質問します。

まず、八月十三日の豪雨時の対応についてです。気象庁は前日十二日の段階で、十三日

夜にかけて警報級の大雨となるおそれがあるとしていました。そして、翌十三日、世田谷区内では、野川、仙川、レベルフォー氾濫危険警報、レベルフォー大雨危険警報、レベルスリー土砂災害警報が発表され、区は水防本部（第三次）警戒配備態勢をしきました。そのとき、区長は、どこで、何をしていたのでしょうか。これも区長自身がＳＮＳで宣伝していましたが、区長は沖縄に渡り、知事選挙を控えた玉城デニー知事の政治集会に参加していました。私は動画配信を見ましたが、地元にとどまって、オンラインで参加する他のゲスト首長とは違い、区長はただ一人、那覇市内の会場で一生懸命玉城知事を持ち上げていました。

秘書課長に確認したところ、区長は当日一度も役所に登庁せず、沖縄へ旅立ったとのことでした。前日から警報級の大雨が警戒されていた以上、区民の命を守る公職としての責務と私的な政治集会への参加のどちらを優先すべきだったかは明白です。区長は自身の判断の誤りを認め、今後は災害への対応を最優先すると約束できるか伺います。

秘書課長によると、区長は翌十四日の午後、羽田空港まで公用車を迎えに来させて役所へ向かったとのことです。私的な政治集会からの帰路がなぜ公用車なのでしょうか。また車内で打合せをしたと定番の言い訳をするのかもしれませんが、向かう先が役所なのだから、役所に到着してから打合せをすればよいことです。もし一刻を争う事態だったならば、それこそ沖縄へ行ったことが間違いです。この公用車利用は不適切と考えます。見解を伺います。

十三日の警戒配備態勢の際、区長だけでなく、二名の副区長も休暇で不在だったと秘書課長に聞きましたが、事実でしょうか。前日からの警戒、当日は警報が発令される状況下で、区のトップである特別職三名がそろって休暇とは問題ではないでしょうか、見解を伺います。

九月一日の文教委員会で報告された教育交流事業について聞きます。区はこれまで、姉妹都市への小中学生の派遣事業を行ってきましたが、新たに姉妹都市でもないアメリカのポートランド市への中学生派遣事業を始めるとのことです。ポートランドは、区長がシンポジウム等で礼賛していた町です。確かに二〇一〇年代、全米一住みたい街として日本のメディアで大々的に取り上げられ、ブームと言える状況がありました。区長がポートランドに関する著書を書かれたのもそうした時期です。

しかし、今ではかつての美点は失われ、町は荒廃しているとの報道もあります。一般財団法人日本経済研究所がウェブ掲載している米国ポートランドを視察ルポ～変貌する中心

市街地の現状と日本のまちづくりへの示唆〜二〇二五年六―七月号には「市中心部では、ホームレスや薬物中毒者、空きテナント、まちの不衛生さ、歩行者の少なさ等が目立ち、過去に賞賛されていた公共交通や歩行者用の賑わい空間も、利用者は殆ど見られなかった」とあります。また、行き過ぎたリベラルがダウンタウンの荒廃を招いた旨も示されています。区長の思い入れが強いからといって、このような町に中学生を派遣するのは適切でしょうか。名護市辺野古沖で小型船が転覆し、研修旅行中だった生徒と船長が死亡した事故も記憶に新しい中です。派遣事業において、子どもたちは間違いなく安全だと言えるのかお答えください。

本年二月二十日の本会議で指摘したように、保坂区政において金品亡失が相次いでいます。もはや性善説で犯罪や事故は防げないのではないでしょうか。現金等を扱う場所においては一刻も早くキャッシュレス化、セルフレジの導入を、そして、真面目に働く区職員のためにも防犯カメラを設置すべきだと考えます。見解を伺います。

九月一日の企画総務委員会で示されたように、昨年十二月、道路管理課で現金一万一千五十円がなくなった事件について監査委員から厳しい指摘を受けています。令和六年二月に約三十万円の生活保護費がなくなる事件があり、その際、監査委員から対策を求められていたにもかかわらず、監査結果を部長会で共有したものの、現場には特段の指示をしていなかったと言うのです。要は区職員が監査結果を真摯に受け止めていなかったからこそ、再び現金紛失が起きてしまったということです。

なぜこんなことが起こるのでしょうか。令和六年三月六日、令和七年十月一日と質疑をした件について改めて伺います。区長が狛江市の自宅、そして区内に借りたマンションを公用車で行ったり来たりしていることに関連して、監査委員から、車の使用が基準に合致するか否かの判断が恣意的なものとなるから、区長の自宅として取り扱う場所を届けさせるなどの適切な手続を整備しておくことが望ましいと指摘されています。しかし、区長は、いまだにこの指摘を無視したままです。区長は、狛江の自宅からだろうが、別に借りたマンションからだろうが、また、私的な政治集会の移動でも公用車を使いたいから監査委員の指摘を聞かないのだと思いますが、そんなことをしているから区職員も監査委員の指摘を軽んずるのではないでしょうか。簡単なことです。まずは区長が監査委員の意見に従い、自宅を届け出て、公用車を適切に運用することから始めるべきです。見解を伺います。

待機児童ワーストワンの保坂区政について聞きます。

令和八年度の保育待機児童は百六十六人と、世田谷区が全国ワーストワンです。ワーストツーは足立区の百六人ですが、九月八日の東京新聞で報道されているように、足立区の近藤やよい区長は九月四日の記者会見で、足立区なら子どもを預けて働けると転入してきてくださった方に、本当に申し訳ないと謝罪していました。一方、区長は、全国ワーストワンが明らかになった後の九月四日の記者会見でも、重く受け止めると表現するにとどめています。先ほど権力のパラドックスに関連して申し上げた他者への共感力が区長にあるなら、足立区長のように区民の皆様に申し訳ないという気持ちが自然と出てくるのではないのでしょうか伺います。

東京都の制度により、昨年九月から保育料等の第一子無償化が実現しています。一方で、保育の必要性が認定されたが、入園できず、認可外施設等を利用される方の自己負担はいかほどになるのか、自己負担分は区が支援すべきではないのか、伺います。

そして、来年度の待機児童はゼロになるのか、区は待機児童ゼロへの道のりをどのように描いているのか、見解を伺います。

待機児童ワーストワンの中で、子育て世帯に区内に住んでもらおうと現金三十万円や電子マネーを配る〝ずっと、世田谷。〟事業は大きな矛盾です。即刻やめて、待機児童対策にその予算や労力を充てるべきです。見解を伺います。

保坂区政の民泊推進について聞きます。

六月十日の本会議で我が会派のひえしま進議員が、なぜ区長は区長会での住宅宿泊事業の適正化に関する要望書に加わらなかったのかと問うた際、区長は、本要望は、厚生労働大臣、国土交通大臣、観光庁長官宛てを想定していましたが、五月二十七日、自民党幹事長代行に提出されたと言っていました。あたかも特定の政党にのみ提出されたような答弁ですが、事実は異なります。事実確認をします。

このような要望のほか、他区では、営業日数の上限を従前より厳しく制限するなど、民泊に厳しい規制を課す流れが強まっていますが、区長は条件付ながら、住居専用地域での営業日数上限を増やすなどの民泊規制緩和、すなわち民泊推進の姿勢を打ち出しています。現在の条例では、原則、住居専用地域では土日や祝日しか営業できません。一方、ただし書で、例外的に区長の裁量で平日の営業を認める条文があります。現在ただし書で平日営業を認めているのはいかほどか、また、ただし書での許可が多い場合は例外と原則がひっくり返り、裁量の濫用ではないのか伺います。

原則が守られずしてのなし崩し的規制緩和は許されません。区長は、不適正な事業者は

厳しく規制し、適正な事業者は支援すると繰り返し述べていますが、この考え自体が区民感覚とずれているのではないでしょうか。多くの区民は静穏な住環境を望んでいます。ゆえに、事業者の運営姿勢にかかわらず、民泊そのものを厳しく規制してほしいというのが区民の願いでしょう。民泊利用者の大半は旅行者です。時間帯を問わず、見知らぬ人が頻繁に出入りする環境は、それだけで住民の日々のストレスになりかねません。旅行中は気分が高揚し、一日の思い出を語り合って、つい声が大きくなることもあるでしょう。仮に事業者がその都度注意して、騒音が収まったとしても、翌日には別の旅行者がやってきて、同じ騒音トラブルを繰り返しかねません。

結果として、住民にとっては毎日うるさい状態が続くことになります。どれだけ事業者側が迅速に対応して責任を果たしていると主張しても、住民の負担が解消されるわけではないのです。つまり、旅行者に対する受容性が相対的に低い住居専用地域に宿泊施設を立地させること自体に無理があるのではないでしょうか、見解を伺います。

九月七日の読売新聞によると、新宿区が数十件もの事業者に業務停止や廃止命令を出しても、民泊への苦情は減っていないそうです。これは、行政が事業者を厳しく指導するだけでは、住民の生活環境を守れないという証左ではないでしょうか。

また、記事では、民泊に個別に対応する人員が不足しているともありますが、区の体制はどうでしょうか。苦情が増え続けている以上、今必要なのは規制緩和ではなく、苦情の未然防止に向けた体制強化、そして民泊の営業地域や曜日、日数を厳しく制限することだと考えます。見解を伺います。

ここでも区長の政策には一貫性が欠けています。出馬表明の際、若者や高齢者の住宅難を課題に挙げていましたが、それなら物件を民泊ではなく、賃貸市場に誘導すべきで、住居専用地域での民泊を原則禁止することこそ政策になるはずですが、区長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　桃野議員にお答えをいたします。

まず、参加と協働についてでございます。

私は、就任以来、区政運営において参加と協働を基本理念に掲げてきました。区民の皆さんとともに、地域の課題解決やまちづくりを進めていこうという趣旨でございます。その際、地域で暮らし、活動されている皆さんと対話をすることを重んじてきました。

議員御指摘の千歳烏山周辺のまちづくりでは、これまで、ちとからまちづくりフォーラムの開催をはじめ、説明会、オープンハウス、情報交換会やアンケートなどを通して、多くの皆様から御意見、御提案も伺ってまいりました。一方で、再開発事業については、さらに話合いの機会を求める声や、より詳細な説明を望む声があることも認識しております。千歳烏山周辺のまちづくりを進めるに当たっては、地域の皆様の御理解が重要であり、区としてはこういった地域の声を真摯に受け止め、地域住民による情報共有や対話を重ね、不安や疑問の解消に努め、相互理解を深めるための努力を続けているところでございます。

今後も、区民の皆様への丁寧な情報提供に努めるとともに、様々な機会を通して御意見を伺いながら、参加と協働を基軸に、地域の皆様とともに千歳烏山のまちづくりを進めてまいります。

次に、八月十三日に開催された沖縄での政策フォーラムについての御質問でございます。

私は、区長として、昼夜を問わず世田谷区の事務を管理執行する責任を負っており、緊急時において必要な連絡調整や指示を迅速に行うことが求められていると自覚しております。今回の沖縄の件については、区役所区長室ともよく連絡を取り、当日の出発時点で大雨注意報などの気象情報が発表されておらず、また、気象状況が急変した場合にも対応ができるようあらかじめ連絡体制を確保しておりました。

その後、十五時五十八分に野川、仙川に氾濫危険情報が発表されたことを受け、副区長を本部長とする水防本部の緊急連絡体制が取られ、さらに、十七時六分には大雨及び土砂災害に関する警報の発表を受けて、警戒配備態勢へ移行いたしました。私自身も水防本部からＬＩＮＥワークスを通して随時報告を受けとるとともに、区ホームページやメール等における情報発信の状況を確認しつつ、必要に応じて電話での確認を行うなどを区役所に伝えまして、区の対応状況を逐次把握しておりました。さらに、いかなる場合でも、急な判断が求められる場合には連絡を受け、対応する体制を取っておりました。

区民の安全確保は、区政運営において最も重要で、優先されるべきものでございます。今回も区民の安全を最優先に考え、必要な連絡・指揮体制を確保した上で対応したものであり、御指摘のように区民の安全よりも別の活動を優先したというものではございません。

民泊についての御質問でございます。

この間、検討中の条例素案が規制を緩和し、住宅宿泊事業を無原則に推進するかのような一部報道もありまして、区民の皆様に御不安、御心配を与えてしまっていることについて、なお説明を尽くさなければならないと考えております。区の考え方を整理させていただきます。

この条例素案は、一言で言えば、悪質な事業者には厳しく、善良な事業者には開かれた運営をという考えで提案がされております。例えば近隣への説明もなく、苦情に応じず、ごみの管理もいいかげんにしている、いわば問題のある事業者に対しては、ルールを明確にして、規制を強化するものであります。他方で、地域に根を下ろし、近隣との信頼関係を築きながら、地域社会の一員として当たり前の責任を果たしている運営を行っている事業者については、その活動の幅を広げるものであります。

また、私は、繰り返し民泊の問題において、旅館業について重要な問題があることを発言し、お伝えしてまいりました。今回の質問では住宅宿泊事業のみクローズアップされておりますが、条例素案では、旅館業についても問題のある事業者に対して同様にルールを明確にして、現在、非常にその規制が曖昧なところを規制強化する内容になっております。議員からの質問も踏まえ、区民の皆様に御理解いただけるように、引き続き項目ごとに条例改正前後の比較表をホームページに掲載するなど、個々の質問に対して区の考え方を明らかにしてまいります。

なお、これまでも取り組んできた若者、高齢者、同性パートナーなど、住まいの確保に困難を抱えている方の居住支援や若者・子育て世代の定住、住み替えの応援など、住宅施策については引き続き充実に努めていくところでございます。

待機児童についてどう受け止めているかというお尋ねでございます。

さきの第二回定例会の招集挨拶で申し上げたとおり、本年四月の保育待機児童が百六十六人と大変大幅に増加したことを重く受け止めております。また、先月のこども家庭庁の公表におきまして、世田谷区が全国最多であることが判明いたしました。五百人を超える申込者数の増加を予測することができず、多くの区民の保育ニーズに応えられなかったことについて、区民の皆様に申し訳なく、おわびを申し上げたいと考えております。

現在、保育待機児童の解消に向け、保育施設の前倒し整備などの対策を全力で進めています。引き続き定員確保の取組を着実に進め、区民の皆さんが安心して子育てができるよう、保育待機児童の解消に向け、全力で取り組んでまいります。

以上です。

〔中村副区長登壇〕

○中村副区長　私からは、八月十三日、区長のほか、二人の副区長も休みを取っていたのかという御質問をいただきました。

八月十三日、私と清水副区長は、いわゆるお休みをいただきました。

一方で、副区長は、私用携帯にＬＩＮＥワークスを登録し、二十四時間、土日や休務日を問わず、水防本部をはじめ区内の火災や不審者事案の発生など、勤務している場合と同様の情報を共有し、緊急事態に備える体制を取っています。八月十三日におきましても、両副区長とも庁内にはいませんでしたが、ＬＩＮＥワークスで送信される水防本部からの注意報や警報などは全て把握をしており、必要があれば指示を出し、状況が悪化すれば登庁できる環境にいました。

昨今、気象状況の激甚化、頻発化を目の当たりにし、区民の命と暮らしを守る責任の重さを改めて感じています。副区長として、土日、休日を問わず、危機感と緊張感を持って状況の把握に努め、迅速かつ的確な対応に全力を尽くしてまいります。

以上です。

○堂下道路・交通計画部長　私からは、千歳烏山の再開発に関しまして、再開発が計画どおりに進まなかった場合に駅前広場整備に支障が出るのではないかとの質問にお答えいたします。

都市計画道路事業と市街地再開発事業は、法制度上、それぞれ独立した事業で、補助二一六号線や駅前広場は既に事業認可を受けていることから、再開発事業の進捗にかかわらず、道路事業として進めることは可能です。一方、駅前広場区域内の権利者が再開発事業による権利変換を選択した場合には、再開発建築物への移転時期等の調整が必要となるなど、再開発事業の進捗が駅前広場の整備工程に影響する可能性はございます。

このような留意すべき事項はございますが、区といたしましては、個別の用地取得による道路事業に加え、再開発事業との連携により、権利者の生活再建への選択肢が広がることから、駅前広場事業推進につながるものと考えております。

今後も、再開発事業の検討状況や実現性を見極めながら、駅前広場の早期整備に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○堂薗烏山総合支所長　私からは、再開発に関する近年タワマン建設が予定どおり進まない事例が見られる中、駅前広場は支障なく予定どおり完成する情報についての御答弁で

す。

近年、建設費の上昇や人手不足などにより大規模な建築計画が見直される事例があることは、区としても認識しております。本地区については、再開発準備組合から、国土交通省が公表する建設工事費デフレーターなどの公的な指標も参考にしながら、建設費や住宅需要をはじめとする市場動向など、社会経済状況を踏まえて検討する検討を進めていると伺っております。

現段階で将来にわたる事業の実施を確約できるものではありませんが、今後、事業計画を具体化する中で、建設費や市場動向などの社会経済状況を踏まえ、資金計画を含めた事業の実現性について区でも確認してまいります。

以上でございます。

○須藤総務部長　私からは、公用車の利用について、二点御答弁申し上げます。

まず、区長は、昼夜を問わず、区が実施する全ての事務について管理執行する権限と義務を負っており、様々な場所において効率的な事務執行が可能となる体制を講ずる必要がございます。そのような認識の下、公用車の運用につきましては、区民の皆様により分かりやすく御理解いただけるよう世田谷区区長公用車の使用に関する基準を策定しており、引き続きこの基準に沿って適正な運用に努めてまいります。このたび、公用車の運行につきましては、八月十三日の大雨の最終報告や所管からの確認依頼があった資料を速やかに区長にお届けした上で、区長の確認や指示を仰ぐ必要があったため、区役所に向けての公用車の運行をしたものでございます。

続きまして、監査委員の意見に従う公用車の運用についてでございます。

区では、監査委員から、職員賠償請求監査等の結果における勧告や意見に対し、法令に基づき措置を講じて監査委員へ報告しているところでございます。議員御指摘の区長の自宅の届出の手続を整備しておくことが望ましいとする監査委員からの御意見につきましては、運用の確認をいたしておりまして、区長室において、業務上の必要性から、区長就任時などにおいて、区長の自宅の場所についての情報を把握し管理しており、監査委員の意見に沿った運用がなされていることから、改めて届出手続を整備する必要はないというふうな判断をしているためでございます。

私からは以上でございます。

○山田学校教育部長　私からは、ポートランドへの中学生の派遣について適切なのか、また、安全だと言えるのかについて御答弁いたします。

姉妹都市以外の派遣先の選定に当たっては、区としてのこれまでの交流の状況を踏まえるとともに、生徒が異なる文化や多様な価値観に触れ、国際的な視野を広げることができる教育的効果を重視しております。ポートランド市については、令和五年より毎年現地のマウント・テーバー中学校から四十人程度の生徒訪問団を三年間続けて世田谷区の中学校で受け入れてきた実績があり、多様性を尊重する文化や先進的なまちづくりなど、特色ある取組が数多くあるほか、社会課題を含めた現地の実情に触れることも生徒の学びにつながることから、派遣先として適切であると考えております。

教育委員会といたしましては、派遣を委託している旅行業者や現地校の関係者から随時いただいている情報や昨年実施した現地確認の状況を踏まえ、安全確保に万全を期しながら実施してまいります。

以上でございます。

○玉野会計管理者　私からは、キャッシュレス化、セルフレジの導入、そして防犯カメラの設置について御答弁を申し上げます。

この間、財務会計上の事故が繰り返されていることについて、会計事務の指導、統括を担う会計管理者として大変に重く受け止めてございます。現在、くみん窓口でのキャッシュレス化は一定程度進んでいるものの、現金の取扱いは併用しており、利用者自身が現金投入や決済を行うセルフレジ等の導入については、現在、各所管部において、窓口の実情を踏まえ、費用対効果や運用面での課題を整理している段階ではございますが、事故防止には大変有効であると考えております。

引き続き、窓口業務におけるキャッシュレス化を推進するとともに、現金取扱いに関する管理記録表を適宜現場の管理職が確認し、定期的に会計室へ報告するなど、厳密で正しい現金管理につながるための新しい仕組みも検討してまいります。あわせまして、カメラの設置につきましては、職員への丁寧な説明や設置場所等の課題を整理しながら、引き続き検討してまいります。

以上です。

○向山世田谷保健所長　私からは、住宅宿泊事業、いわゆる民泊に関連して、六点のお尋ねに順次お答え申し上げます。

まず、民泊に関しての適正化に関する特別区の要望、要請行動についての事実経過についてでございます。

本要望につきましては、特別区生活衛生課長会、同保健衛生主管部長会、同副区長会総

会、同区長会総会でそれぞれ議題となりましたが、その段階においては、厚生労働大臣、国土交通大臣への要望となっており、後に当区からの要望で観光庁長官も追加になった経過がございます。当区は区長会の要請活動に加わらなかったため、令和八年五月二十七日の報道によって、新宿区長、墨田区長及び江戸川区長が自由民主党本部を訪れ、萩生田幹事長代行に住宅宿泊事業の適正化に関する要望書を提出したという事実を把握いたしました。その後も報道等を通じて、新宿区長等が要望書を五月二十九日に観光庁へ、六月四日に厚生労働省へ提出し、六月十八日に国土交通省へ提出した事実を確認してございます。

次に、現行の条例において、第一種低層住居専用地域などがただし書をもって平日営業を認めている点、実態とその逆転現象があった場合の考え方等についてのお尋ねでございます。

本年八月末時点において、区内に住宅宿泊事業の届出住宅数は合計五百五十八件、うち住居専用地域である届出住宅数は百七十五件、その中で平日営業を認めているのは百四十五件となってございます。これは住宅宿泊事業の届出住宅数全体の三一・四％、住居専用地域での届出住宅数の八二・九％になります。平日営業の申出があった場合、区のガイドラインに基づいて、申出書の内容、周辺住民への説明状況やその意見等を確認するとともに、営業開始後の一定期間における苦情の有無、苦情対応の実情、定期報告の履行状況等について確認をしてございます。不適切な運営の実績がないかなど、総合的に判断した場合には平日の営業を認めており、これまで平日営業の申出を認めなかった事例はございません。

なお、運用上、年間で百二十日程度の営業となるようお願いをしていることから、実態としては年間百八十日の営業をしている事業者は区内にはございません。

また、この逆転現象についてでございますが、確かに届出住宅数の八二・九％ということで、例外と原則が逆転していることは御指摘のとおりでございます。しかしながら、苦情の多発や苦情対応への不備、定期報告義務の不履行など、不適切な運営を行っている事業者からの申出は厳に認めておらず、恣意的な運用や裁量の濫用には当たらないと認識をしております。

条例改正素案においては、平日営業を認める要件として、家主が居住しているほか、家主が近接地に居住、もしくは同一の建物内に居住するなど、実態として家主居住型と同等であること、さらに、近隣に対して十分な説明期間を設けて、真摯に不安や苦情に対応すること、近隣からの苦情がなく、定期報告を行っていることなど、適正な運営の要件を満

たした実績等に基づくものとし、併せて、現在は規定がない平日への取消し要件についても検討しております。

現状では区のガイドラインに基づく運用となっており、平日営業を認めるか否かを判断してございますが、今後は平日営業を認める要件を条例及び規則に定めることとしております。引き続き、協議会、区民、区議会等の御意見を伺って、実態に即した厳格化が可能となるよう検討を進めてまいります。

次に、当区のような住居地域において宿泊事業を展開すること自体に無理があると思うが、いかがかという御意見に対してのお答えでございます。

議員が御指摘のとおり、住居地域には、相対的に外部への開放性が低く、観光受容力自体は小さいことなどは専門家による新聞記事等で承知をしてございます。区内の住宅宿泊時の届出住宅の宿泊者の利用実績や協議会で把握された様々な御意見から、区内の宿泊者を単に旅行者と一くくりにできない側面もございます。例えば区内の住宅宿泊事業の届出住宅を利用されている方の二五％は日本人であり、静穏な住環境の中の届出住宅や穏やかに休息をしたいという方、世田谷という地域が好きで、繰り返し訪れる方、ホームステイや留学生など、多様な利用方法もございます。

今後の条例改正においては事業者への適正な運営の指導に必要な事項を条例に明文化し、区民の安全安心と静穏な住環境の確保に引き続いて取り組んでまいります。

次に、条例改正以前に苦情発生の予防に資する体制強化が必要ではないかという御指摘でございますが、住宅宿泊事業を担当しております係は、旅館業に加えて、現在、理美容、公衆浴場、プール、興行場、墓地等の許認可、監視指導を担ってございます。宿泊事業に関する事前相談、届出許可の義務、監視指導、苦情対応等の増大への対応と、このような他の公衆衛生業務への影響を回避するため、本年度から事前相談、苦情対応、標識の掲出確認等の業務を一部委託してございますが、経験値を必要とする業務であり、委託事業者と協議を重ねながら、徐々に委託範囲を拡大しているところです。今後、さらに苦情対応の迅速化や監視指導の強化を進め、区民の方に安心していただくためにも、区職員と委託事業者との業務分担の在り方や人員配置等について検討し、的確に対応できる監視指導体制の構築に努めてまいります。

私からのお答えの最後になりますが、営業できる地域や曜日を制限する方向で条例改正をすべきではないかという御提案でございます。

住宅宿泊事業法では、条例で区域を定め、営業できる期間を制限できます。区では、今

後の条例改正において、現在と同様に、住居専用地域における平日の営業の制限を継続いたします。

また、さきの御答弁のとおり、平日の営業を認める要件は適正な運営の要件を満たした実績などとし、極めて限定的な要件を付与することといたします。

あわせて、平日営業取消しの要件についても検討をしてございます。そのほか、近隣への事前周知の範囲や期日に関することなど、地域との調整に必要だと考えられる条項と一体で実効性のある運営実態の把握と厳格な指導が可能となるよう検討をしてまいります。

私からは以上です。

○松本子ども・若者部長　私からは、保育待機児童に関し、二点御答弁いたします。

初めに、保育の必要性が認定されたが、入園できず、認可外保育施設等を利用される方などの自己負担についてです。

区は昨年九月より、東京都の第一子保育料等無償化を受け、認可保育所等と認可外保育施設の保育料負担を是正するため、認可外保育施設利用者に対しても、国や都の補助を活用し、無償化相当分として月八万円を上限に補助を拡充しております。一方、認可外保育施設は事業者が保育料を任意に設定できることから、八万円を超える保育料が設定され、利用者の自己負担が発生するケースがあることは認識しております。補助上限の拡充は保育料変更の呼び水となり、必ずしも利用者の負担軽減につながらないことが懸念されます。引き続き、国や都の補助を最大限活用し、利用者の負担軽減に努めてまいります。

次に、来年度の待機児童はゼロになるのか、待機児童ゼロへの道のりをどのように描いているのかとの御質問についてです。

今回の待機児童の大幅な増加は、共働き世帯の増加や保育料の第一子無償化等の東京都の子育て施策などの複合的な要因により、保育の利用意向率が想定以上に上昇したことが影響しており、現在一・二歳児を中心とした保育施設整備を前倒しで進めているところですが、施設整備に要する期間を踏まえますと、既存施設のさらなる定員拡充等、取り得る対策を講じても、令和九年四月の待機児童解消は厳しい状況にあるものと認識しております。

区としましては、令和十年四月までの整備目標の着実な達成に向けて取り組むとともに、今後の人口動向や利用移行率などを注視し、保育需要に変動が生じた際はさらなる定員確保も検討するなど、早期の待機児童の解消に向け、全力で取り組んでまいります。

以上です。

○佐藤都市整備政策部長　私からは、待機児童ワーストワンの中〝ずっと、世田谷。〟は矛盾ではないか、即刻やめるべきについて御答弁いたします。

〝ずっと、世田谷。〟定住・住み替え応援事業は、区の第四次住宅整備後期方針に掲げました子育て・家族形成期に適した住環境の確保に資する支援策として、区内に一定期間お住まいの対象世帯に向け実施しており、六月の受付開始以降、八月末までに、定住、住み替え両事業合わせ約百五十件の申請をいただいたところでございます。東京都の施策の影響や就労等、複合的な要因により、保育園の入園希望者が増加している状況につきましては認識しております。引き続き、子ども・若者部とも連携し、保育需要の動向等を注視しながら事業を進めてまいります。

以上でございます。

○四十七番　桃野芳文議員　まず民泊で、保健所長の答弁を聞いて驚いたんですけれども、住居専用地域は基本的には平日はやっちゃいけないわけですよ、営業を。だけれども、ただし書で認めているという構図になっている。今の答弁だと、平日営業の申出があった場合に審査はしていますよと。見て、問題ないですねという審査はしています。でも、その結果、申出を認めなかった事例はないということだから、全部認めちゃっているわけですよ。

苦情の件数を見ると、事前に課長ともちょっとやり取りしましたけれども、当然住居専用地域からの苦情というのも来ているわけですよね。地域別に見ると、令和七年度だと、大体ざっと三割ぐらいが住居専用地域からの苦情のようです。結局は、そうやって審査して、大丈夫だ、じゃ、平日もどうぞとやったところで、苦情というのはやっぱり出ちゃうんですよ。だから、審査したって、それは本当に効果的なんですかということなんです。

先ほど壇上でも申し上げたように新宿区は、そうやって取消しとかいろいろやっているけれども、苦情の件数は減っていないということが報道でも出てきているわけですね。だから、そういうやり方をやっていたら、結局、区民からの苦情というのは収まらないんじゃないですかということを聞きます。

あと、区長の答弁に関連しても聞きます。区長は条例改正案について、何か旅館業のことについても聞いてほしいみたいな感じだったので聞きますけれども、その旅館業の改正の内容を見ると、騒音の防止とか、鍵は対面で渡せとか、旅館だったら当たり前のことをやれと言っているのにすぎないんじゃないですかというふうに思うわけです。ほかの区の旅館に対する改正案、そういうものに比べればはるかに緩いと思いますよ。だから、区長

が言う素案における旅館業の規制強化というのはどういう点なんでしょうか、教えてください。

あと、二つ目、これも区長の発言で、条例素案があたかも規制を緩和し、住宅宿泊事業を無原則に推進するかのような報道が区民の不安をあおっているんだと言わんばかりの答弁がありました。私、当然報道をチェックしていますけれども、手元であるもので言うと、例えば九月十三日の東京新聞なんかは、世田谷区、民泊規制に逆行？　営業日数増検討、苦情対応強化もと、ちゃんと苦情対応のことも書いているんですよ。朝日新聞も、住居専用地域の民泊「百二十→百八十日」緩和素案、あとは住民の不安に配慮した新たな規制も盛り込むというふうに九月三日の新聞でちゃんと書いています。読売新聞も、民泊営業日数緩和へ素案、住居専用地域百八十日にという見出しで、あと苦情があった際の迅速な対応などを義務づける、ちゃんと正しい報道をしていると思いますよ、私は。区長が言っている無原則に推進するかのような報道なんてあるんですか、本当に。あるんだったら、一つか二つでもいいから、それを挙げてください。

私は、区長のそういう発言に反して、区民の皆さんは、条例素案の内容をちゃんと理解した上で反対の声を上げていると思いますよ。民泊を今よりも厳しく規制してほしいという声を多く聞きます。それは、理由は先ほど述べたとおりです。壇上で述べました。それが逆になぜ住居専用地域で今、営業日数の拡大、つまり規制緩和なのかということを問うているわけです。苦情に迅速に対応するとか、そんなことを書いていますけれども、素案の中に。そんなことは、商売をやっていたら当たり前じゃないですか。そんな当たり前のことを条件にして、いい事業者だと言って、規制緩和という御褒美を与えるということがおかしいんですよ。もう一個聞きますよ。区長の言っている報道って、どれですかということです。

それと、あともう一個、区長は民泊について、地域との共生というのも繰り返し言っているんですね。共生が必要と言うなら、その目的は何なのか、住居専用地域にあるべきものとして民泊を捉える理由を区長はどう考えているのか、教えてください。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　再質問にお答えをいたします。

まず、旅館業に関する規制ですが、いろいろ苦情あるいは問題点だと言う他の区長たちの御意見、実態もお聞きすると、やっぱり旅館業に潜り込んでしまっている事業者で悪質なものが多いということはかねがね聞いてきました。今回の素案では、開業に当たって周

辺住民等への事前周知を行うことや、名称、緊急連絡先等を記した標識ですね。これを提示しなさいと。事業者の責任で廃棄物の適正な処理を行うこと、緊急時の駆けつけ、そして宿泊者に地域ルールや注意事項を説明する、玄関帳場もしくは同等の設備を置くこと等を入れております。これが内容ですけれども、二十三区の区長会の中での、いわば民泊についての意見書の中にこういう内容も入れてくれということも、その当時から主張をしております。

もう一つ、いわば規制緩和ということが見出しになり、一定の要件でということで、具体的な要件はあまり書いていないで、住居専用地域をどんどん規制緩和するんだというような内容の報道は見かけましたし、また、それに伴ってＳＮＳの世界。ネットの世界ですけれども、世田谷区で、例えば民泊をどんどん推進して、悪質な事業者がどんどん入ってくるのではないかというような不安の声なども見かけるということで申し上げたところでございます。

民泊自体は、もう十年までいきませんけれども、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、あるいはインバウンドの観光の人々を受け止めるには宿泊施設が足りないということで、国が音頭を取って推進した政策でございます。それについて、当初、どんどん積極的にやっていこうというようなことよりは、どういう問題が起こるのかということも含めて慎重に議論した結果、制度をスタートしてきています。私どもとしては、条例をつくって、そして民泊の事業参入を希望する事業者に説明をして、その説明を基に事業を開始した方々に対して、説明したルールを破る者については、これは厳しく規制をしなければいけないというのは当然のことであります。今素案ですけれども、そのいろいろな規制について、もっとしっかり効果的にやれということについては、それはやらなければいけないと思っております。ただし、過去に世田谷区の条例の説明で付した条件のとおりに運営をしてきた事業者について、民泊全体の評判が悪いから、やっぱり閉鎖ということでやりますよというのは、法の不遡及ということがございますので、これはなかなか難しいのではないか。

そしてまた、国際交流ということで言えば、国際交流都市というのも目指してきているわけですから、この間。また、日本人が二五％という保健所長の答弁もございました。いろんな形で、例えば留学生を長期に受け入れていて、そして、そのことがきっかけで部屋を幾つか用意して、国際交流サロンのように展開をしているという方もいるということも知っております。そういう意味で、地域との共生ということを考えていくに、まだまだ努

力しなければいけない課題は多いと思いますけれども、私どもの素案の中では一律、当初区で説明してきた民泊の条件を全部覆すような、そういう規制だけの内容にはしていないということでございます。

○向山世田谷保健所長　苦情の対応の関係で、保健所長のほうから答弁させていただきます。

苦情は、現在はガイドラインに基づいてこういう対応ということで、例えば住民の方からどういう御不安があったかということも含めて、どのように対応措置をしているかということで許可をして、事業者の方の善意に確かに委ねる部分もあって、今のような数値になっている。一定期間の当然実績は見させていただいた上でということでございます。

そのあたり、非常に難しかったり、どこまで体制の強化をということもございますが、少なくとも過去の苦情の内容を一定分析いたしまして、そこに沿った内容で、予防的な措置として講じられるものは条例化ないし規則で定めていくということと、今回新たに、要件取消しも含めて、例えば一定期間の実績というのはどこまでかということなんですが、場合によると抜き打ちの監視体制なども含めて、本当に実際の運用が適切になされていく、ここをチェックしていくということは必要だと思ってございます。

静穏な住宅地をということでの世田谷区民の方の多くが御希望ということは、よく所管としても分かっているつもりでございますが、一方で、さきの福祉保健常任委員会でも御指摘がございましたような、ゆめゆめ違法民泊といったようなことには決してならないような範囲の中で、先ほど区長も申し上げたような好取組も現実にあるという中で、適正な運営管理に向けた様々な体制を整備していきたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○四十七番　桃野芳文議員　区長の答弁は、やっぱりちょっとおかしいと思いますよ。ホームステイとか国際交流って、別に民泊がなくたってできるし、長い歴史の中でずっとやってきたじゃないですか。民泊なんて、つい最近の話でしょう。だから、それはなくてもできますよ。既存の事業者に対しての配慮みたいにおっしゃったけれども、じゃ、別に拡大しなくていいじゃないですか、改正しなくていいじゃないですか。今のままで、苦情がゼロになるまでしっかりやったらいいじゃないですか。何でそれを緩和する必要があるんですか。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　再々質問にお答えします。

私が申し上げたのは、ホームステイや国際交流をやってきた方が、その活動の延長で、この事業を使って、さらに国際交流をしている例がありますということを申し上げただけであります。

そして、議員の御提案については、今、素案を示して、また、区民からの御意見、議会での御意見も伺っているところですから、それらの御意見を伺いながら適切に判断をしてまいりたいと思います。

○石川ナオミ議長　以上で桃野芳文議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日本共産党を代表して、四十三番中里光夫議員。

〔四十三番中里光夫議員登壇〕（拍手）

○四十三番　中里光夫議員　日本共産党世田谷区議団を代表して、質問します。

熊本地震、千葉、北陸をはじめとする各地での豪雨災害で犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

初めに、世田谷から平和の発信をです。

アメリカ、ロシア、イスラエルによる国際法を無視した戦争が広がっています。アメリカのトランプ大統領は、国際刑事裁判所、ＩＣＣの幹部を制裁対象として圧力をかけています。これは法の支配を否定するものであり、国連憲章に基づく平和の国際秩序が危機にさらされています。

高市政権は、アメリカに物が言えないばかりか、非核三原則など憲法九条に基づく平和国家の原則を次々と壊し、九条そのものの改憲を狙っています。軍事費もＧＤＰ比二％を超え、さらなる拡大を狙っています。一方、戦争国家づくりに立ち向かう市民の運動が広がっていることは大きな希望です。今こそ、世田谷から平和を発信することが重要です。戦争と平和をめぐる情勢について、区長の認識を伺います。

世田谷区は、平和を愛する区民の願いに応え、核兵器の廃絶と世界に平和の輪を広げていくことを誓い、四十一年前に平和都市であることを宣言しました。区役所新庁舎の第二期工事が終わるこの機会に、新庁舎に平和都市宣言を示すものを掲げるべきです。見解を伺います。

次に、災害対策について伺います。

まず、地震災害についてです。七月二十八日、熊本県内でマグニチュード七・一、最大

震度七の地震が発生しました。内閣府の資料によると、九月九日現在、建物被害は全壊二千二百四十九棟、半壊五千五百三十五棟、一部損壊三万六千四百六十八棟、死者は関連死の疑いがある二人を含め三十八人、負傷者四百九人、避難者は最大九千九百三十一人に上りました。

連日三十五度を超える猛暑の中、エアコンのない避難所や、最大十万戸以上に及んだ断水によって熱中症や脱水症状のリスクが高まりました。発災から二週間で熱中症による救急搬送は二百七十三件に上りました。避難所ではエアコンがなく、雑魚寝を余儀なくされる状況もあり、車中泊で命を落とす悲劇も起きました。災害関連死を防ぐためには、国際的な指標であるスフィア基準を踏まえ、四十八時間以内にトイレ、キッチン、ベッドを用意するＴＫＢ ₈₀の体制を整えることが重要です。

今回の熊本地震を受け、世田谷区の震災対策をどのように検証しているのでしょうか。災害関連死を防ぐため、スフィア基準を踏まえ、ＴＫＢ ₈₀の実現を目指した準備を進めるべきです。区の見解を伺います。

今回の地震では、在宅避難や車中泊をしている人に支援物資が届かないラストワンマイルの課題も浮き彫りになりました。在宅避難者には物資を渡さない避難所があったほか、そもそも支援が必要な人がどこにいるのか把握されていないなどの問題もありました。世田谷区は在宅避難を推奨しています。しかし、障害のある方の家族からは、避難所に取りに来いと言われても行けないとの声も伺っています。

在宅避難を支える体制はどのようになっているのでしょうか。特に支援物資などをどのように届けるのか伺います。

次に、豪雨災害についてです。八月の千葉豪雨では一時間雨量百十五ミリという非常に激しい雨が続き、千葉市では半日で三百四十八ミリ、平年の八月一か月分の三倍以上の雨が降りました。その後も全国各地で豪雨災害が続いています。

こうした雨の降り方の背景には、地球規模の気候変動があります。ネパールと中国の国境付近で起きた土石流では千四百人以上が死亡し、ネパール側の行方不明者は五千百三十人に上っています。温暖化による氷河崩落が原因とされ、ネパールのカナル外相は、主要な温室効果ガス排出国、中国、アメリカ、インドを名指しして気候補償を求めています。

地球沸騰化とも言われる気候危機は現実のものとなって私たちを襲っています。温室効果ガス排出を実質ゼロにする取組を本気で進めなければなりません。特に先進国の責任が問われています。世田谷区の脱炭素の取組も加速する必要があります。世田谷でも、いつ

千葉のような豪雨が発生してもおかしくありません。命を守る十分な備えが必要です。

一時間当たり百ミリを超える雨が長時間続くような豪雨に現在の被害想定は対応しているのでしょうか、伺います。

内水氾濫から命を守るため、避難計画、そして遮断機の設置などアンダーパスへの対策はどのようになっているのでしょうか、伺います。

次に、教育の無償化についてです。

長引く物価高騰で暮らしが厳しくなる中、子育て、教育の負担軽減を求める声が大きくなっています。区議団が二月に行った区民アンケートでは、約八割が暮らしが苦しいと答え、五一％が子どもの貧困対策を求めています。調査後にアメリカによるイラン攻撃が始まり、物価高騰はさらに加速しています。

我が党は、義務教育の無償を定めた憲法二十六条に則し、学校給食費や教材費の無償化を国の責任で進めることを求めてきました。給食費は国や都の補助も入り、無償化が進んでいます。今回の補正予算で不登校児童生徒への支援も対象となったことを評価いたします。義務教育の完全無償化に向け、さらなる取組が求められています。

日本共産党東京都議団が五月に行った調査では、二〇二三年度以降、学校給食費に加え、何らかの教育費無償化に踏み出した区は十八区です。修学旅行費の無償化は十二区、計算ドリルや理科実験材料などの補助教材や書道セット、リコーダーなど学用品費の無償化は十一区、入学準備金の支給は、新宿や文京は小学校五万円、中学校十万円などですが、四区で実施されています。

世田谷区も来年度予算で、修学旅行費、学用品費、制服代など、教育費無償化に向けて一歩を踏み出すべきです。見解を伺います。

就学援助の支給範囲を生活保護基準の一・四倍とした二〇一九年と比べ、消費者物価指数は約一四から一五％上昇しています。同じ質問を三月議会でも行っています。三月議会で指摘したときから、さらに五ポイント程度上がっています。物価上昇は非常に激しい。制度が同じでも実質的には切下げと同じ状態になっています。本来、国の責任で生活保護基準を物価上昇に合わせ引き上げることや、教育の無償化によって解消すべきものと考えますが、現状では子育て世帯の負担は重くなるばかりです。

就学援助について対象を広げ、支給額を引き上げるなど制度を拡充すべきです。見解を伺います。

次に、高齢者の暮らしについてです。

シルバーパスは高齢者の外出や社会参加を促進し、健康増進や医療費の抑制効果も期待されています。物価高騰が続く中、昨年、東京都は住民税非課税などを除き、販売額を二万五百十円から一万二千円に引き下げました。高齢者の家計負担を減らし、外出しやすくするためとしていますが、都民からの強い要求があったからです。これを機に区独自に補助を上乗せし、自己負担を千円程度にする取組が、荒川区、墨田区、港区、豊島区、江戸川区、江東区で実施、または予定されています。

世田谷区民からもシルバーパスを千円に、世田谷線でも利用できるようにとの声が上がっています。シルバーパスの自己負担を千円にするとともに、世田谷線でも利用対象とするよう取り組むべきです。見解を伺います。

介護現場の人手不足は一向に改善されません。最大の原因は、全産業平均と比べて八万円も低い賃金水準です。杉並区では、東京都の居住支援特別手当に月額一万円を独自に上乗せしています。

世田谷区も東京都の制度への上乗せや対象拡大などを工夫し、介護人材の処遇改善を進めるべきです。見解を伺います。

次に、住宅政策についてです。

住宅価格が高騰しています。東京二十三区の二〇二六年上半期の新築分譲マンション平均価格は一億四千二百四十九万円となり、賃貸住宅の家賃も上昇しています。その影響は、年金生活で困窮する高齢者や障害のある方だけではなく、勤労世帯や若いファミリー層など中間層にも及んでいます。

住宅価格高騰の背景には、東京都が大手デベロッパーと一体となり、富裕層や海外投資家による投資目的に沿う超高級住宅やタワーマンション、大型商業施設の建設を進めてきたことがあります。必要なのは規制緩和ではなく、規制の強化です。また、安くて質の高い公共住宅を増やすことです。地域全体の住宅の質の向上や価格の抑制にもつながります。

住まいは人権です。住まいは生活の基盤であり、世田谷区住宅条例は、全ての区民が良好な住生活を主体的に営むことができる権利を有しているとして、住宅及び住環境の維持及び向上を基本理念としています。安心して住み続けられる住宅政策が必要です。

しかし、公共住宅は不足しています。東京都では二十七年間、都営住宅の新規建設がなく、令和六年度の申込者数は延べ十三万六千百八十七人に対し、募集戸数は一万五千九百七十三戸でした。

日本共産党東京都議団が行った都営住宅申込者実態調査アンケートでは、五十六回以上申し込んだという高齢単身者の声もあります。家賃が収入の三割を超える世帯は六〇・四％、収入三百万円未満では八七・四％に上っています。区営住宅を増設することを求めます。

また、杉並区のように区営住宅の抽せんに外れた人を対象とした家賃補助を始めるべきです。特に生活困窮など困難を抱えた人に支援が届くよう、福祉所管と連携した取組を進めるべきです。見解を伺います。

公営住宅の収入要件は、年間給与収入で一人世帯二百九十六万円以下、二人世帯三百五十一万円以下、三人世帯三百九十九万円以下、四人世帯四百四十七万円以下です。都議団のアンケートでは、家族向け住宅で入居資格ありと回答した人は五六％にとどまり、特に現役世代にとって入居条件が厳しい実態が表れています。

アンケートでは、氷河期世代です、真面目に働いても給料は上がらず、物価や保険料、税金だけは上がっていく、歳を重ね単身で生活するのに不安しかない、四十代単身。収入が少ないのに家賃が高い、安い都営に入れれば浮いたお金を教育費などに回せる、ただ、都営住宅の入居資格のハードルが高い、四十代子育て世帯。離婚により生活苦のため都営住宅を希望しましたが朝昼晩と働いたため収入をオーバーとの回答でした、五十代子育て世代。こういった声が寄せられています。

若者・現役世代向けの低家賃住宅政策を進めるべきです。大学と連携した学生への住宅支援、空き家やマンションの空き室を活用した中間層向け賃貸住宅の確保、区内中小事業者の従業員への住宅手当補助などを検討すべきです。見解を伺います。

次に、緑についてです。

地球沸騰化とも言われる近年、真夏の暑さは尋常ではありません。猛暑日に町に出ると木陰のありがたさが身にしみます。五月二十四日付の日本経済新聞電子版は、東京二十三区で九年間に東京ドーム二百五十六個分の木陰が消え、国内の街路樹もピーク時から五十万本減少したと報じました。神宮外苑では、都民の反対の声を押し切って六百十九本の樹木が伐採されました。世田谷区でも玉川野毛町公園の整備の過程で、補植もしていますが、樹木が伐採されました。東京大学の研究によると、東京の樹冠被覆率は二〇一三年の九・二％から二〇二二年には七・三％に低下し、約十年間で十二平方キロメートルの木陰が失われました。

一方、世界の都市では、緑を増やし、樹冠被覆率を高める取組が進んでいます。パリで

は二〇三〇年までに市域の五〇％を緑地化し、欧州一のグリーンな都市になる、ヒートアイランドと闘い都市の生物多様性を促進するという大規模な緑化政策が進められています。石畳だったパリ市庁舎前の広場のコンクリートを削り、約二千五百平米の敷地に約五十本の大木と二万本以上の低木を植樹し、都市の森を完成させた。主要な交差点や広場を数年かけて自転車道や歩行者空間を備えた都市の森へとつくり変える。シャンゼリゼ通りは四車線から二車線に減らし、緑と歩行者の空間を広げ木のトンネルをつくる。二〇三〇年までに市内の公共駐車スペース六万台分を撤去し、跡地に樹木を植える。アスファルトで覆われた幼稚園や小中学校の校庭を土に戻し、樹木や花壇を植える。建物の壁面や屋上の緑化などの政策が並んでいます。

世田谷区も木陰を増やすという明確な目標を持ち、樹冠被覆率の目標設定や公共空間への植樹を積極的に進めるべきです。区の見解を伺います。

次に、インクルーシブ教育についてです。

二〇〇六年に国連で障害者権利条約が採択され、日本も二〇一四年に批准しました。二〇二二年には国連の障害者権利委員会から、障害のある子どもと、ない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の権利保障を求める勧告、総括所見、これが出されました。これを受け、障害児教育に携わる教職員の労働組合から、全ての子どもたちの発達を保障するインクルーシブ教育の実現をという提言が発表されました。

インクルーシブ教育とは、障害のある子どもだけでなく、病気、不登校、性的マイノリティー、日本語を母語としない子ども、貧困や虐待、ヤングケアラーなど多様なニーズを持つ全ての子どもの発達を保障する教育であり、教育全体で実現すべき課題だとしています。

憲法二十六条が保障する教育を受ける権利とは、一人一人が必要な学びを理解できる方法で受け、発達する権利です。単に同じ場で学ぶだけではなく、学ぶ権利そのものが保障されなければインクルーシブ教育とは言えません。そのためには、通常学級で学びやすくする条件整備とともに、特別支援学級、特別支援学校でも地域から分離されることなく、豊かに学べる環境を整えることが必要です。しかし、日本の通常学級は三十五人学級で、ＯＥＣＤ加盟国の多くと比べても大規模です。多様な課題を抱える子どもたちに一人の教師だけでは十分に対応できません。

また、世田谷区では通級指導教室を全校に配置し、特別支援学級も増設していますが、まだ十分とは言えません。都立特別支援学校では、在籍者や重度、重複障害のある子ども

の増加、長時間のスクールバス通学、教室不足などが大変深刻な問題となっています。インクルーシブ教育を実現するためには、どこで学んでも十分な教育条件を保障し、地域で共に学ぶ機会を最大限保障することが重要です。

区のガイドラインが掲げる全ての子どもが同じ場所で仲間として共に学ぶという理念を実現するため、合理的配慮を進めるとともに、人的配置、学級規模、施設整備、特別支援学校、特別支援学級を含めた教育条件を改善すべきと考えます。区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　中里議員にお答えをいたします。

戦争と平和についての区長の認識ということでございます。

ロシアによるウクライナ侵攻は、既に四年半の長きにわたっております。おびただしい犠牲者が出ております。そして、ハマスによる襲撃に端を発するイスラエルのガザ地区への軍事侵攻により数多くの市民の殺傷が続きました。また、続いて今年に入ってからですが、イランの最高指導者を狙うイスラエル、アメリカの奇襲攻撃が開始されたことをきっかけにいわゆるイランにおける戦争が始まり、いまだに終息の道が見えないどころか、最近では、イランの影響も強いと言われている紅海の突端にあるモカをフーシ派が支配をするということで、石油のルートがホルムズ海峡と紅海とダブルでいわば支障があると。そしてさらには、サウジアラビアにあるパイプラインがイラク方面から飛んできたドローンによって爆破をされて途絶をして止まってしまうと、こういった状況にあり、深刻化していると言っていいかと思います。

こうした世界中の市民の命と暮らしが脅かされている中で、再度、国際法と国連憲章に基づく秩序を回復することは、この地球の気候危機のさなかの中に、戦争という最大の環境破壊を一刻も早く終わらせるために国際社会が努力をして実現すべき課題であると認識をしております。

区では一九八五年、昭和六十年に平和都市宣言を行い、核兵器廃絶と戦争のない平和な社会の実現をという理念の下で平和事業を進めてまいりました。この平和都市宣言を掲げる自治体として、引き続き非核三原則の堅持、これを国に求めてまいります。

今後も平和首長会議への参加のほか、せたがや未来の平和館における展示や講座、親子で参加できるイベント、中学生の広島派遣事業などを通して、幅広い世代に向けて平和の尊さの発信を続け、区民一人一人が戦争の悲惨さや平和の尊さを受け止め、次世代に伝え

ることができるように取り組んでまいります。

以上です。

〔中村副区長登壇〕

○中村副区長　私からは、介護人材の処遇改善について御答弁いたします。

介護職員の給与水準は全産業平均を下回っており、募集を行っても人員を確保できない状況があるといった声も聞いております。介護職員の処遇を改善し、介護人材の確保及び育成、定着を図ることは喫緊の課題と考えております。

この間、区は宿舎借り上げ支援や資格取得研修支援、採用活動費助成、スポットワーク支援、電動自転車購入費助成など、介護人材の処遇改善と介護事業者の人材確保及び育成、定着の取組を総合的に支援し、施策の充実を図ってまいりました。

今後これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、来年四月に予定されています国の介護報酬改定の議論に注視しながら、東京都が実施している居住支援特別手当の継続、拡充をはじめ、実効性の高い介護人材の確保及び育成、定着策の充実を要望してまいります。

以上です。

〔清水副区長登壇〕

○清水副区長　私からは、区営住宅増設、家賃補助について御答弁いたします。

区では、現行の第四次住宅整備後期方針において、誰もが社会から孤立することなく、安心して住み続けられる住環境の形成を掲げ、様々な居住支援策を推進しているところです。

区営住宅の増設に関しては、現在、世田谷区公営住宅等長寿命化計画の改定に向け、現況の区営住宅の利用状況、建物老朽度等の整理を行っており、今後、建て替え時の容積率の最大活用や間取りの再編等、供給戸数拡大に向けたさらなる工夫を凝らした供給可能な住宅の在り方も含めて検討を進めてまいります。

また、住宅確保要配慮者への家賃負担軽減事業としては、国の住宅セーフティネット制度を活用し、民間の賃貸不動産オーナーや東京都住宅供給公社の協力を得て、八年間で三十世帯のひとり親世帯の居住支援を図ってまいりました。

区営住宅に落選した福祉的配慮を必要とする生活困窮世帯への家賃補助につきましては、対象とする世帯要件や補助期間の設定等、事業化には多くの課題があるため、引き続き、他自治体の取組状況等の情報収集とともに、福祉所管と連携しながら住宅確保要配慮

者への居住支援に努めてまいります。

以上でございます。

〔知久教育長登壇〕

○知久教育長　私からは、インクルーシブ教育を進めるに当たり、人的配置や特別支援学級を含めた教育条件の改善を進めるべきだについてお答えいたします。

教育委員会では、全ての子どもが同じ場所で仲間として共に学ぶことをインクルーシブ教育の基本理念とし、子どもたちが地域の学校で共に学び育つことを目指し、インクルーシブ教育を一歩ずつ進めております。その取組を進める中で見えてきた課題に対し、人的支援の充実や教職員の専門性向上、学習環境の整備などを進めながら、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の充実に努めてきております。

また、特別支援学級につきましては、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画に基づき整備を進めており、地域の学校で学べる環境の充実を図るとともに、その知見を学校全体の教育の質の向上につなげております。

今後も合理的配慮や学校現場への支援体制、教育環境の整備を進めながら、全ての子どもの発達を保障し、一人一人の可能性を伸ばすことのできるインクルーシブ教育の推進に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○中西生活文化政策部長　平和都市宣言を示すものを新庁舎に掲げるべきとの御質問を頂戴しました。お答えいたします。

平和都市宣言は区のホームページや各平和事業等を通じて周知を図っており、昭和六十一年十二月に平和の祈り像とともに、世田谷公園内にもプレートを設置しています。

新庁舎の整備を契機として、区が平和都市宣言を掲げていることをより多くの区民に分かりやすく伝え、平和を考える機会としていくことは意義のあることと考えており、前向きに設置を検討します。

設置に当たっては、来庁者の目に触れやすい場所や読みやすさなどを考慮するとともに、新庁舎全体のサイン等との調和も図りながら関係部署と具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○加賀谷危機管理部長　災害対策について、二点お答えします。

初めに、災害関連死を防ぐ避難所の環境整備についてでございます。

御指摘のＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドの改善は優先して取り組むべき課題であり、大規模な災害により避難所での生活を余儀なくされることで心理的、身体的な負担が伴う状況におきましては、災害関連死の防止に大きくつながるものと認識をしてございます。

区では現在、災害時トイレ確保・管理計画の策定の検討、食料品を含む主要八品目等をはじめとした備蓄物資の見直しを進めてございます。また、避難者数が一定以下になった際に必要な数量の間仕切りテントや簡易ベッド、段ボールベッドを備蓄するなど避難所の環境整備にも取り組んでございます。引き続きスフィア基準の考え方はもとより、災害関連死の防止を最大限意識した避難所環境及び避難者への対応に取り組んでまいります。

次に、在宅避難を支える支援物資などの供給体制整備についてでございます。

区では在宅避難を推奨してございますが、物資を迅速かつ的確に避難者へ供給できるよう、地域防災計画を踏まえました災害時物資配送計画では、在宅避難者に対して発災からおおむね四日目以降に、国、都からの支援物資を指定避難所等で配付することとしてございます。また、指定避難所での受け取りが困難な要配慮者の方につきましては、災対各部がそれぞれの役割の下、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会など各団体と連携をし、配付することとしておりますが、より確実な物資配付のため、本年八月にはヤマト運輸株式会社とも連携できるよう協定を見直したところでございます。今後も関係所管とも連携をし、物資供給体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○永池危機管理監　私からは、災害対策の一時間当たり百ミリが長時間続くような降り方が頻繁に起こり得る、被害予測は対応できるかについてお答えします。

大雨による浸水被害の想定については、区が発行する洪水・内水氾濫ハザードマップで示しており、内水氾濫・中小河川洪水版では、東京都が公表した浸水想定区域図等を基に区内での内水氾濫や河川洪水による浸水の深さ、避難所、アンダーパスなどを示しているところであります。

ハザードマップにおける豪雨条件については、想定し得る最大規模の降雨として、先般の千葉豪雨の雨量を上回る最大時間当たりの雨量百五十三ミリ、総雨量六百九十ミリを想定しております。また、ハザードマップにおいては、過去の浸水箇所や状況が掲載された区ホームページを案内するなど、実災害を踏まえた水害リスクも示しております。国や都が浸水想定区域図等を更新した際には、区で発行するハザードマップにも速やかに反映し

てまいります。

以上です。

○**畝目土木部長**　私からは、アンダーパスに関する答弁です。

区内の国道や都道におけるアンダーパス等の七か所につきましては、通行車両に冠水の情報を知らせる情報表示板や赤色灯、冠水の深さを示す路面標示等が状況に応じ、設置されてございます。

区道の瀬田アートトンネルは、排水ポンプにより雨水を排水する構造となっており、停電時におきましても自動で予備電源の発電機に切り替わり、排水を継続していく対応としてございます。また、国士舘坂については下水道幹線へ接続し、直接排水する構造となってございます。一方で、想定を超える局地的な大雨に対しましては車両の通行を止めることが最も有効な手段であると考えております。

区といたしましては、看板の設置や路面標示、ハザードマップ等を通じた日頃からの注意喚起に努めるとともに、万が一、冠水の危険性が高まった際には、警察や関係機関との連携による迅速な通行止めの実施、また遮断機等、様々な車両侵入防止対策についても検討を行い、安全確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**山田学校教育部長**　私からは、教育の無償化について順次御答弁いたします。

まず、修学旅行、学用品、制服代です。

教育を受ける機会は社会経済情勢の変動や家庭の経済的な事情に左右されることなく保障されるべきものであり、区では就学援助制度も十分活用しながら教育に係る保護者の経済的負担の軽減をしているところです。一方で、昨今では、修学旅行費や学用品費などの無償化に踏み切る自治体もございますが、保護者負担の軽減策として、区でも東京都の補助制度を活用し、私立小中学校等の保護者を対象とした学校給食費相当額の給付を検討しているところです。

今後も引き続き、国や都における制度の動向を注視しつつ、子育て家庭の教育費負担の軽減についてどのような支援を講じることが教育に係る効果的な保護者支援につながるのか、区財政への負担や制度の持続可能性なども十分考慮しながら慎重に検討してまいります。

次に、就学援助についてです。

就学援助につきましては、生活保護基準を参考にしつつ、区の実情や支援の必要性を踏

まえた区独自の認定基準を定めており、他区と比較しても対象者については幅広い設定としております。

昨年度は、生活保護における入学準備金の支給額が引き上げられたことを踏まえて、新入学用品費の支給単価を小学校で六万四千三百円から九万一千六百円に、中学校では八万一千円から十万一千円へ増額しているほか、修学旅行費や移動教室費などについても前年度の実績に基づき支給金額の見直しを行うなど、保護者負担の実態を考慮し、支援を拡充してまいりました。引き続き、社会経済情勢が家庭に及ぼす影響や他自治体の動向なども注視しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○**河島高齢福祉部長**　私からは、シルバーパスについて二点御答弁いたします。

初めに、区独自の補助についてです。

東京都のシルバーパス事業は、一般社団法人東京バス協会が実施主体となり、満七十歳以上の都民の方が申込みにより、都内の民営バスと都営交通に乗車できるパスを購入できるとの事業です。

区独自の補助制度を実施する場合、交付事務をはじめとした全ての経費を区の一般財源で対応する必要が生じ、独自補助を実施している自治体を参考に試算すると、世田谷区では少なくとも三億円規模の予算が想定されます。また、高齢者人口の増加とともに増大する各種経費を毎年経常的に予算化する必要があり、シルバーパス事業に区の独自補助制度を実施することは難しいと考えております。引き続き機会を捉え、東京都の担当所管に対し、対象拡大について申し伝えてまいります。

続きまして、世田谷線を対象にする働きかけについてです。

世田谷線のシルバーパス対象拡大については、各種団体からも御要望をいただいているところでありまして、都が行っている自治体向けのシルバーパスに関する調査などの際には、区の要望としてこれまでも都に伝えてまいりました。

御提案いただきました世田谷線のシルバーパス利用対象の適用に関し、都において技術的な検討も必要なことが想定されるため、区としましては、引き続き様々な手法により東京都に要望をしてまいります。

以上でございます。

○**佐藤都市整備政策部長**　若者・現役世代向けの低家賃住宅政策の実施について御答弁いたします。

区の転出入の推移では、進学や就職のタイミングに当たる二十歳から二十四歳は大幅な転入超過の傾向が続いております。こうした傾向も踏まえ、若者への住まいに関する支援につきましては、財政負担や定住への寄与も考慮の上、必要性や優先度などを見極める必要があると考えております。

一方で、今回の区民意識調査結果からも、若者や三十代を中心に住居費が要因で住みづらさを感じている割合が高いことから、区といたしましては、関係所管と情報共有を図りながら、学生や新社会人を含めた若者の住まいを取り巻く課題の把握に努め、様々御提案いただきました内容を含め、必要な支援の在り方について研究、検討してまいります。

以上でございます。

○北川みどり㌠推進担当部長　私からは、緑政策に関しまして、木陰を増やすことについての御質問にお答えいたします。

緑の持つ多面的な機能は町の快適性や魅力を高める大きな要素でございまして、その中でも近年、木陰などがもたらす暑熱緩和機能の重要性は一層高まっていると区としても認識してございます。また、区では、これまで公園や街路など様々な場所で木を植え、守り育ててまいりましたが、緑が有する機能を将来にわたり発揮していくためには、樹木の老木化への対応をはじめ、維持管理や更新を適切に進めていくことも重要と考えてございます。

今般のみどりの基本計画の改定に当たりましては、緑の多面的な機能の発揮と価値の可視化を一つの視点に、区民が身近な場所で木陰の効果を実感できるよう実効性のある取組の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○四十三番　中里光夫議員　それでは、再質問させていただきます。

最後の緑の問題ですけれども、取組の検討を進めていくということですが、私はパリと同じにしろとは言いませんけれども、世田谷区としても都市の森をつくるとか、公共空間に積極的に樹木を植える、こういう木を増やすという、木陰を増やすという明確な方針を打ち出すべきではないかというふうに思いますけれども、区長の考えを伺います。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　再質問にお答えをいたします。

森をつくる、木陰をつくるということについてでございます。猛暑日、酷暑日の増加など気候異常が進む昨今、木陰をつくり、また、クーリングスポットとなる樹木や樹林な

ど、緑の都市における重要性は大変増してきていると考えております。

区では、これまでも公園緑地の整備や本庁舎をはじめとする公共施設において、緑化など緑の保全や創出に積極的に取り組んできたところであり、現在、検討を進めております（仮称）北烏山七丁目緑地、これは樹林地でございますけれども、この整備において、もともとの樹林を残し、持続可能な形で人々が散歩をしたり、緑陰で過ごすと、そういう大切な場所として緑の持つ力をしっかり地域で味わっていただく、こんなコンセプトで、区民の参加と協働の下に、まとまった緑地をつくってまいりたいと考えてきました。緑の充足をまず公園において果たしていくということを考えてまいりました。

かつて、もう十数年前になりますけれども、二子玉川公園の中にいのちの森、ちょうど多摩川に近い喫茶店の近くの丘というか、そういうところにいのちの森というふうに名づけられた大規模な植樹を呼びかけたことがございます。国土緑化機構が千五百本の苗木を提供して、区民七百数十人が応募をしていただいた。そして、親子、あるいはその祖父、祖母三代で参加されていた方もいらっしゃいましたけれども、故人になられましたが、植樹の神様と言われた宮脇昭先生が手拭いをぶら下げて、鎮守の森のようにつくっていくんだということで、その先生のおっしゃるとおり、今そのいのちの森はぐんぐん成長し、若い森となっています。

先生は、一年に一つでもいいから区内に小さな森をつくるようにということを繰り返し求めてこられました。一年に一回、そのような規模の森はつくれていませんけれども、しかし、その規模は小さくてもいいんだということもおっしゃっていまして、学校の一角でもいいということで、その森づくり、そして、道路の街路樹の緑陰の拡大も含めて、この地球沸騰という時代の中で、改めて総力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○四十三番　中里光夫議員　その小さな森づくり、いのちの森づくり、非常にいいと思います。ぜひそういう毎年一つずつでもつくっていくと、植樹をしていくんだと、そういう方向でぜひ政策も打ち出して進めていただきたいと思います。

終わります。

○石川ナオミ議長　以上で中里光夫議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時三十八分休憩

―――――――――――――――――――――

午後四時五十五分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆◇◆◇◆◇

り、地域を支える仕事の意義を学び、将来は世田谷区のために働きたいと思えるきっかけをつくることが必要だと思います。

そこで伺います。今回の質問をきっかけに一歩踏み込み、将来の区政を支え、人材の裾野を広げるという観点から、子どもの頃から各世代を通して区役所の仕事に関心を持つ機会を創出し、未来の人材を確保していくべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、区内産業の人材育成についてです。

担い手の高齢化や深刻な人材不足が進む中、区内産業を支える人材の確保、育成を戦略的に進めていくべきと考えます。区には、商業、農業、福祉関連産業に加え、高い技術力を持つ建設業やものづくり事業など多彩な産業が存在します。

前回の代表質問でも、メイドイン世田谷の価値を支えているのはこうした産業や事業者であると申し上げました。また、行政サービスや公共事業の様々な場面においても地域に根差した区内事業者は重要な役割を担っています。地域を熟知した区内事業者だからこそ、迅速できめ細やかな対応が可能であり、まさにかゆいところに手が届くサービスを提供できると思います。さらに区内で働き、仕事を請け合うことは移動負担の軽減や働きやすさの向上、環境負荷の低減にもつながり、さらには、家族をはじめ地域住民とのつながりや誇りを育む効果も期待できると考えます。

人材の定着支援や区内企業同士の合同研修など、地域で育て、働き、支えるといった人材循環の仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

そこで伺います。区は区内産業、とりわけ建設業をはじめとする地域密着型産業の人材育成をどのように考え、区内で働くメリットを最大限に生かし、若手人材の確保や育成、定着につなげるため、どのような施策を展開していくのか、見解を伺います。

次に、先ほどの質問に関連し、屋外労働における熱中症対策について伺います。

近年の猛暑は、建設業など屋外労働の現場において、人材の確保や定着を左右する重要な課題の一つであると考えます。実際、現場からは、空調服や冷却ベストに加え、スポットクーラーなどの熱中症対策物品の購入支援を求める声や、補助対象物品をより柔軟に設定してほしいとの要望を伺っています。一方、保育園などの子ども・子育て関連施設では、東京都の補助金を活用した日よけやミストシャワー、スポットクーラー等の整備が進められており、保育園等での対策は充実しつつありますが、屋外の現場で働く人の命を守るという視点からすると、さらなる対策が重要になると考えます。

そこで伺います。令和七年の労働安全衛生規則改正により事業者の熱中症対策が義務化

される中、区として、建設業をはじめとする屋外労働者の安全確保の観点から、現状の熱中症対策から一歩踏み出し、さらなる支援を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、看護師や清掃・リサイクル事業等、エッセンシャルワーカーの人材確保・育成について伺います。

少子高齢化と人材不足が深刻化する中、区民生活を支えるエッセンシャルワーカーの確保は今後の区政運営において重要課題の一つと捉えています。ＡＩやデジタル技術の活用が進む中でも、保育や看護、介護、清掃事業などは、人と人との信頼関係や現場での判断が求められる仕事であり、完全に代替されるものではありません。むしろＡＩの時代だからこそ、その社会的価値が高まっているものと感じています。

人口約九十三万人、事業所数約二万七千を抱える自治体として、担い手の高齢化や後継者の不在、廃業など様々なリスクがあると考えます。ここでは、例に挙げた二つの業種についてお聞きします。

まず、看護師についてです。地域医療を支える看護師の不足が続く中、看護職の定着支援はますます重要となっています。区内では、世田谷区医師会が看護高等専修学校を運営するなど看護職の人材育成に向けた取組も見られます。こうした中、訪問看護などを含めた地域医療の担い手の確保について区はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、清掃・リサイクル事業についてです。平時のごみ収集だけではなく、災害時対応や福祉的な役割も担う重要な地域インフラでありますが、後継者不足や担い手の高齢化などが進んでいるのが現状です。地域を熟知した事業者や技能継承、人材確保など、将来にわたり安定した事業運営を今後どう確保していくのか伺います。

次に、子育て支援と多世代で支えあう地域づくりについて伺います。

まず初めに、在宅子育て支援の充実についてです。保育待機児童対策を進め、真に保育を必要とする家庭が必要なときに保育サービスを利用できる環境を整備することは重要です。一方で、保育料無償化や各種保育サービスの充実により、保育園を利用する家庭への支援は拡充されてきたものの、在宅での子育てを選択した家庭への、特に経済面での支援は必ずしも十分とは言えません。

乳幼児期は愛着形成や基本的な生活習慣の獲得など、人間形成の土台を築く極めて重要な時期です。そのため、ゼロ歳児や一歳児については、可能であれば一定期間、家庭で育てたいと考える保護者も少なくありません。しかし、現実には、在宅での子育てを選択すると、収入の減少に加え、保育サービス利用世帯との経済的支援の差を感じる場面もあ

り、これらの事情が保護者の選択に影響を及ぼしているとの声も聞かれます。本来であれば、保護者が働きながら保育園を利用するか、家庭で子育てを行うかを、経済的な損得ではなく、子どもの最善の利益の観点から選択できる社会であるべきです。

そこで伺います。区として保育サービスの充実に加え、在宅で乳幼児を育てる家庭への経済的支援や一時預かり、家事・育児支援、伴走型相談支援などをさらに充実させ、子育ての選択肢の公平性を確保する必要があると考えますが、区の見解を伺います。

次に、多世代で支えあう地域づくりについてです。

近年、子育て家庭の孤立や不登校児童生徒の居場所不足、さらには高齢者の社会的孤立が大きな課題となっています。こうした課題への対応として重要なのは、地域の中に自然なつながりが生まれる多世代の居場所を数多く育てていくことだと考えます。

例えば北烏山の寺町区民集会所で実施されている「まちの縁がわぶんぶくテラマチ」では、ふらっと立ち寄った人がおしゃべりを楽しむ中で仲間づくりや地域活動につながり、子育て中の親子と高齢者が世代を超えて交流するなど、地域コミュニティーの再生につながる好循環が生まれています。そこには、支援する側、される側という関係を超えて、人と人とが緩やかにつながる価値があります。今後、孤独・孤立対策を進める上では、地域団体やＮＰＯ、商店街、地域の神社やお寺など様々な主体と場所が連携しながら、誰もが気軽に立ち寄れ、多世代が自然に関わり合える居場所を徒歩圏内に数多く生み出していくことが重要と考えます。

そこで伺います。区は、このような地域に根差した多世代の居場所が住民同士のつながりづくりや地域活動への参加促進、孤立予防に果たす役割をどのように認識しているのか、また、ぶんぶくテラマチのような好事例を区内各地域へ広げていくため、運営主体への支援や人材育成、活動拠点確保などについて今後どのように取り組んでいくのか、区の見解を伺います。

次に、いじめ対策について伺います。

我が会派では、先月、いじめゼロに向けた新アプローチを実施する寝屋川市を視察しました。従来の教育的アプローチのほかに、市長部局に監察課を設け、いじめを人権侵害と捉えて即時停止に向け動くなど、様々なアプローチにより、早期発見、早期対応を実践しています。

いじめ対策は、対応マニュアルの徹底や重大事態への対処といった事案発生後の対応だけでなく、未然防止と予防的取組の充実が重要です。また、教員や学校が問題を抱え込む

ことを防ぐ組織的対応の体制づくり、データ分析や再発防止に向けた検証などにも積極的に取り組む必要があります。

さらに、対策の根本として、学校生活の中でヒューマンスキルを構築し、子どもたちが相手の立場に立って考え、想像力を豊かに働かせるような教育を大切にしてほしいと考えます。また、日頃から相手を思いやる気持ちを身につけるため、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体での関わりも重要です。

そこで伺います。現在、制定に向け検討しているいじめ対策に関する条例は子どもの権利に関わる条例であり、成果が問われます。そのことを踏まえ、本条例を制定する意義と、区が目指すいじめ対応の方向性についてどのようにお考えか、また、条例の実効性確保に向けて、学校現場を支えるための体制整備にはどのように取り組むのか、教育委員会の見解をお聞きします。

次に、生活習慣病対策について伺います。

高齢化が進む中、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けては生活習慣病予防の取組が重要です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病は自覚症状が乏しいまま進行することも多く、適切な食生活や運動習慣の定着、服薬管理の徹底など生活習慣の改善が求められます。前回の代表質問では認知症対策として早期対応の重要性を訴えましたが、生活習慣病も同様に、発症前や重症化する前からの適切な対策が欠かせません。

一方で、区民の健康課題は、年齢や性別、生活環境によって異なり、画一的な施策だけでは十分な効果は期待できません。そのため、健診結果やレセプトデータ等を活用し、世代や性別ごとの健康課題や生活習慣病の発症・重症化リスクを的確に把握した上で、対象に応じた対策を講じることが重要です。また、健康への関心が低く、健診や保健指導につながりにくい健康無関心層への効果的なアプローチも大きな課題です。

そこで伺います。区は現在、健診結果やレセプトデータ等をどのように分析し、生活習慣病の予防及び重症化予防に活用しているのか、また、その分析結果や効果検証を踏まえ、健康無関心層への対応を含め、今後どのように取組の充実、強化を図っていくのか、見解を伺います。

次に、医療的ケア児等の将来を見据えた支援について伺います。

先日、会派で国立成育医療研究センターを視察させていただき、高度な医療技術はもちろんのこと、医師や看護師など多くの方々が一人一人の子どもや御家族と真摯に向き合う姿に深く感銘を受けました。同時に、重度障害のある子どもたちの支援は、医療、福祉、

教育、地域が一体となって支えるべき課題だと強く認識しました。

区では、同センター敷地内に医療的ケア相談支援センターＨｉ・ｎａ・ｔａを開設し、相互連携を図っています。また、全国に先駆けて医療的ケア児に対する基金を創設するなど先進的な取組を進めており、高く評価しています。国では今年七月に医療的ケア児支援法が改正され、翌年四月からは十八歳以上の医療的ケア者や重症心身障害児者が支援対象に加わることになり、児童から成人になると支援が途切れる、いわゆる十八歳の壁の解消に向けた取組が強化されます。

区内でも先月、医療的ケア者も入所できる施設、クラシノオト大蔵が開所しましたが、医療的ケア者の短期入所のニーズを考えると、まだまだ区内の受入れ体制は十分とは言えません。今後は児童期だけでなく、成人期も含め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ全体を見据えた切れ目のない支援体制の構築が一層重要になると考えます。

そこで伺います。国の法改正も踏まえ、医療的ケア児や重症心身障害児の成人期や親亡き後まで見据えた包括的な支援の在り方についてどのように考えているのか。また、既存の基金については、その趣旨を踏まえつつ、成人期も含め、ライフステージを見通したさらなる活用も検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、スポーツの推進について、二点。まずはスポーツの場の整備拡充についてです。

今年はミラノ・コルティナ冬季オリンピックやＷＢＣ、サッカーワールドカップなど国際大会が続き、スポーツへの関心が大きく高まりました。子どもたちは活躍する選手に憧れ、世界を目指す夢を抱いたことでしょう。

スポーツは子どもの健全育成に加え、健康増進や生きがいづくり、人々の交流、地域の活性化にも寄与する重要な社会資源です。区は、生涯を通じて身近な地域でスポーツに親しめる社会の実現を目指していますが、現在、日常的にスポーツを楽しめる環境は十分整っておらず、多様なニーズに応じたスポーツ環境の充実が求められています。

しかし、現在検討中の大蔵運動公園等の再整備計画では老朽化への対応が中心であり、スポーツ機能の大幅な拡充には至っていません。一方、葛飾区では、サッカーＪ１リーグの基準を満たす球技専用スタジアムを核として、既存の野球場や陸上競技場などを生かしながら都市公園として整備する構想が進められています。スポーツ施設を多くの人が集い、交流する地域の拠点として整備する視点は大変重要です。

誰もが身近な地域で安心してスポーツに親しめる環境の整備は、区民の健康と地域の活

力を支える未来への投資であります。スポーツへの関心が高まる今こそ、スポーツの場の整備拡充を一層進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、多様なスポーツの普及啓発についてです。

スポーツには、それぞれすばらしい魅力や価値があります。七月に開催されたボッチャ世田谷カップに多くの区議会の仲間と参加させていただき、改めてボッチャやモルックは年齢や障害の有無を問わず、誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツだと感じました。また、スケートボードなど若い世代の関心が高いアーバンスポーツや、少林寺拳法のように、自己確立、自他共楽の教えを基に競技を通じて人づくりや社会づくりを目指す理念を持ったスポーツも多数あります。区民の年齢や体力、ライフスタイル、興味関心は様々で、多様なスポーツの魅力を知り、体験できる機会を充実させることは自分に合ったスポーツとの出会いにつながります。それは新たな挑戦を促すだけでなく、継続的な運動習慣の形成や生涯にわたる健康づくり、生きがいづくりに寄与するものです。

そこで、多くの競技団体とのネットワークを持つスポーツ振興財団と連携し、多様なスポーツの普及啓発を進めていくことが重要と考えますが、現在の取組と今後の方針を伺います。

次に、せたがやＰａｙについてです。

せたがやＰａｙは物価高騰対策と地域経済活性化の両面で一定の成果を上げてきました。区の効果検証では、家計の負担軽減を実感した利用者が八一・六％、物価高対策として適切と評価した利用者が九〇・三％に上り、区内店舗の利用機会が増えたとの回答も八二・二％を占めました。また、ポイント原資約八億四千万円に対し、約三十五億円の経済波及効果が推計されており、地域経済を支える施策として高く評価できます。さらに、累計ダウンロード数は約六十二万件、令和七年度決算見込みでは年間流通総額約百六十八億円と、区に欠かせないデジタル地域通貨へと成長しています。何よりポイントが付与されなくても、好きなお店の応援になるのであれば、せたがやＰａｙを利用したいという区民が多数存在していることを忘れてはなりません。

一方で、先般のポイント誤付与事案では計三千八百六十人の利用者に影響が及び、システム改修後の検証不足や運営体制上の課題が明らかとなりました。また、運営主体である世田谷区商店街振興組合連合会自身も区への要望書の中で、システム監査の整備、独立した事業運営体制の確立、外部委託契約の検証について支援を求めています。今後、せたがやＰａｙを持続可能で信頼される地域通貨として発展させるためには、事業規模に合った

運営体制への抜本的な強化が必要不可欠です。

そこで伺います。第三者によるセキュリティー監視の恒常化、専門人材の確保に加え、現行ベンダーとの契約内容の検証やベンダーの切替えの可能性も含め、より高い安全性、安定性を備えたシステム基盤の構築に取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、持続可能な地域公共交通について伺います。

区は、公共交通不便地域における移動手段の確保に向け、デマンド交通を導入し、地域展開の検討を進めてきました。高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の整備は重要であり、公共交通不便地域への対応は必要な取組です。

一方、こうした事業は継続的に多額の公費を要するため、効果を十分に検証しながら進めていくことが必要です。利用実態や費用対効果を冷静に見極め、当初想定した成果が得られない場合には事業の在り方を見直す、いわば引き際を判断する視点も必要です。

また、区は今年度からコミュニティバスへの支援を開始しましたが、地域の移動を支える基幹的な役割を担っている既存の路線バスは運転手不足や利用者減少などにより年々厳しさを増しています。不便地域への対応という川下の対策だけではなく、不便地域そのものを増やさないための川上の対策にこそ、力を注ぐべきと考えます。

そこで伺います。公共交通不便地域への対応は重要ですが、真に目指すべきは、不便地域を増やさない持続可能な地域公共交通の実現であると考えます。

区は、デマンド交通などの個別施策の効果検証を行うとともに、コミュニティバスや路線バスなど既存交通網の維持、強化を含め、持続可能な公共交通の実現に向けてどのような戦略を描いているのか、見解を伺います。

次に、本庁舎整備について二点伺います。

初めに、二期竣工後の区民還元と三期工事についてです。今週の金曜日に二期工事が竣工を迎えます。前回の部署移転では、歴代区長の肖像画を誤って廃棄するという重大な問題が生じました。今後の移転においては、同様の事態を二度と起こさないよう管理責任を明確にし、万全の態勢で臨むよう改めて求めておきます。

その上で、区はこれまで新庁舎を区民自治と協働、交流の拠点と位置づけ、防災機能や利便性の向上に加え、区民が集い、交流できる空間の整備を進めてきました。一方で、本事業は当初の想定を超える長い期間を要し、その間、区民の皆様には不便や負担をお願いしてきました。区長招集挨拶では、新庁舎の意義や活用については熱心に語られたものの、工期延伸に伴う影響や区民への負担に対する言及はありませんでした。そして、引き

続き三期工事が予定されています。

だからこそ、今、区に求められているのは、二期棟が完成したという達成感ではなく、この事業によって区民に何を返していくのかという視点だと考えます。区民の理解と協力の下、進めてきたからこそ、新たな庁舎を最大限活用し、その成果を区民に実感していただくことが重要です。

そこで改めて伺います。区は新しい本庁舎を活用して区民にどのような価値を還元していくのか。広場やテラス、区民交流スペース、屋上庭園などをどのように活用し、区民が訪れたくなる、使いたくなる区役所としていくのか。

また、これまで長期にわたり区民に負担をお願いしてきたことを重く受け止め、三期工事については、これ以上遅延を生じさせることなく確実に完了させるとの強い決意で取り組むべきと考えますが、担当部長の覚悟も含めて伺います。

次に、本庁舎の駐車場、駐輪場の整備についてです。

先ほど申し上げたとおり、新しい本庁舎を区民に親しまれ、多くの方に利用される施設とするためには、その受皿となる交通環境の整備も重要です。特に高齢者や障害のある方、小さなお子様連れの方など、公共交通機関だけでは来庁が難しい区民も少なくありません。来庁者用の駐車場は三期棟で整備される計画となっており、それまでは東二期棟地下の駐車場を来庁者用として活用するとされています。また、二期棟には区民交流スペースやレストランが整備され、これまで以上に多様な目的で本庁舎を訪れる方が増えることも想定されます。

そこで伺います。区は、二期竣工後の来庁者や施設利用者の増加をどう見込んでいるのか、また、駐輪場について、二期工事、三期工事竣工後にそれぞれ十分な収容台数を確保できると考えているのか。あわせて、三期棟完成までの間、東二期棟地下の来庁者用駐車場がイベント開催時や繁忙期を含めた需要予測に照らして十分な計画となっているのか、区民の利用促進と交通環境の整備についてどのように考えているのか、見解を伺います。

次に、良好な住環境の保全についてです。

世田谷区の最大の魅力は緑豊かで閑静な住宅街にあり、将来にわたり守り抜くべき貴重な財産です。しかし、この良好な住環境を脅かす地域の課題として野鳥への給餌に伴う様々な問題があります。これまで会派でも取り上げてきましたが、秩序のない餌やりにより野鳥が集まり、建物や車両へのふん害、悪臭の発生など地域生活に深刻な影響を及ぼしています。

区は平成三十年四月に環境美化等に関する条例を施行し、野鳥への給餌による迷惑行為を禁止しましたが、被害は今も続き、住民からは改善を求める切実な声が寄せられています。

こうした中、現在、区は罰則の適用を含めた条例改正を検討しています。区民の生活環境を守るための罰則の適用は必要ですが、それだけで解決するものではありません。罰則の周知徹底や迷惑行為に対する継続的な指導など、住環境の保全に向けた実効性のある取組が不可欠と考えますが、見解を伺います。

次に、区政協力団体への適切な費用負担についてです。

区政運営上、医療、教育、防災などの各分野において御協力いただいている団体の存在は欠かせません。住民ニーズが多様化する中、行政だけで全ての課題に対応することは困難であり、専門的な知識や技術、ネットワークを有する団体との協働はますます重要になります。一方、公共性の高い事業であるにもかかわらず、団体の使命感や善意により団体自身が費用を負担している実態もあります。物価高騰や人手不足により事業の継続が困難となる事例もあり、区による適切な費用負担が必要です。

そこで、二つの事例について伺います。まず使用済み注射針回収事業についてです。家庭から出される注射針を安全に処分するため、会員薬局が窓口となり薬剤師会が回収処分を担う重要な事業ですが、区の補助は回収ボトルの費用のみで、廃棄費用や人件費等は薬局や薬剤師会の負担と伺っています。様々な費用が高騰する中、現行の補助水準では継続が困難との声があり、支援の在り方を再検討すべきと考えます。

次に、地元農家による食育事業についてです。

学校等での出前授業や農業体験は、子どもたちが食の大切さや地域産業への理解を深める貴重な学びの機会ですが、多くは農業者の持ち出しとボランティア精神によって支えられています。こうした取組を継続するため、区が適切な費用負担を行うべきと考えます。

以上の事例は、いずれも安全安心で豊かな地域社会の実現に欠かせない取組です。協働の担い手の善意に依存するのではなく、適切な費用負担の下で持続可能な仕組みへと転換すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、持続可能な財政と攻めの区政運営について伺います。

ここまで将来を見据えた投資という観点から質問してまいりました。これまでの区政運営を振り返ると、中長期的な視点での対応が十分だったのか疑問を感じています。例えば学校改築では更新時期の集中が課題となっていますが、老朽化は当然予測できたはずであ

り、計画的な対応や必要な投資が不十分だったと言わざるを得ません。

一方で、近年は歳入が堅調に推移し、財政の健全性も保たれています。財政に余力のある今こそ将来への投資や改革を進めるべきであり、先送りは将来への負担増につながります。だからこそ、ＤＸによる業務効率化や既存事業の見直しなど不断の行財政改革を進めつつ、子どもへの投資、人材育成、健康づくりや予防施策など、区の未来を支える施策には積極的に財源を投じるべきと考えます。

そこで伺います。区は今後の財政見通しをどのように分析しているのか。また、持続可能な財政基盤を確保しつつ、将来への投資を重視する攻めの区政運営を推進していくべきと考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　宍戸議員の御質問にお答えを順次していきます。

医療的ケアのお子様たち、また、重症心身障害者の成人期、親亡き後まで見据えた支援の在り方ということについてでございます。

区は、これまで医療的ケア相談支援センターＨｉ・ｎａ・ｔａを中心に、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、医療的ケア児者とその御家族への支援の充実に取り組んできました。また、このたび現場を見ていただき、御意見も添えていただいたということで大変心強く受け止めております。

現在策定中の次期せたがやインクルージョンプランでは、医療的ケア児者の支援を重点取組の一つとしております。今後、医療的ケア児支援法の改正趣旨を踏まえ、十八歳の壁の解消に向け、当事者のニーズを的確に把握しながら、医療的ケア児や重症心身障害児の成人期を迎えても切れ目ない支援、居場所の確保や親亡き後を見据えた支援など、さらなる取組をまとめてまいります。

昨年、知的障害児の十八歳以降の居場所として区内で運営されている、しかしながら、保護者、そして法人の持ち出しで何とか赤字運営をしているという施設に対して、世田谷区としてもこれまでも支援をしてきたわけですけれども、今回、東京都が新たに支援制度を構築してくれたことで運営が極めて楽になったというようなお声もいただいています。

引き続き、医療的ケア児者や重症心身障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、当事者のライフステージ全体を見据えた総合的な支援体制の拡充に努めてまいります。

次に、スポーツについてでございます。

場の整備についてお尋ねをいただきました。今回お示しした大蔵運動公園、大蔵第二運動公園再整備ビジョン素案では、令和十三年度に築六十五年を迎える総合運動場体育館の軀体について、構造上の健全性に問題がないという長寿命化調査の結果を踏まえまして、改築ではなくてリノベーション等により引き続き使用する方針としたところであります。

具体的なリノベーション等の内容は基本構想の策定に向けて検討を進めてまいりますが、体育館が建築された昭和四十一年当時には困難であった整備内容も今日では技術革新により実現が可能となっています。こうした現代の最新技術を取り入れながら、新たな総合運動場の顔として多くの区民に親しまれていく体育館となるように機能の充実を図ってまいります。

例えば体育館のフロアを全面的にリニューアルしてフロア面積を広げることや、このほかにも公式競技を行うには少し狭い陸上競技場のフィールドを再整備してプロチームも利用できるようにすることなども考えています。また、現在、上用賀公園拡張事業者における多目的体育館整備をはじめとしたスポーツ環境の充実や、和田堀給水所上部利用など新たなスポーツの場の整備に向けた事業についても着手しておりますので、区民の健康、地域の活力を支えるスポーツの場の拡充を引き続き着実に進めてまいります。

次に、交通問題、デマンド交通などの今後の展開戦略についてでございます。

地域公共交通は住民の日常生活を支える重要な社会インフラであり、公共交通不便地域対策と既存公共交通の維持は両輪で進める必要があると考えております。公共交通不便地域対策として本年四月に本格運行に移行した砧デマンド交通は、福祉や地域活性化等の有効性を検証してまいります。また、他地域展開では、地域の機運醸成と主体性を大切にしながら、地域における移動ニーズ等を把握し、既存公共交通の持続性に配慮しながら検討してまいります。あわせて、既存公共交通の維持の課題については今年度から民間バス事業者への支援を開始しており、引き続き各事業者との連携を進めてまいります。

今後も多様な交通手段を組み合わせながら、区民の移動手段の確保と利便性の向上に取り組み、誰もが安心して移動できる持続可能な地域公共交通の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、攻めの区政運営についてお尋ねをいただきました。

歳入の根幹となる特別区税や特別区交付金は、ふるさと納税による減収のほか、中東情勢による経済動向、東京都を狙い打ちにした税制改正――これは改悪ですが――による影

響も懸念をされておりまして、歳入見通しは予断を許さない状況と考えております。歳出では、令和十一年度以降、区立学校の年三校改築や上用賀公園拡張事業など、公共施設整備費の増により財政運営は厳しさを増していくため、義務教育施設整備基金を積み増すなど将来の財政需要に備えているところでございます。

御指摘の持続可能な財政基盤を構築していくために、区民の定住に基づく安定した税収と、行財政改革に基づく財源の確保が必要だと考えております。一方で、基本計画で示す目指すべき世田谷の姿に向けて、必要な将来投資については、子育て・教育環境の充実など、区の魅力を前面に押し出すような御指摘の攻めの姿勢を持ちつつ、めり張りのある予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

〔中村副区長登壇〕

○**中村副区長**　私からは二点御答弁いたします。

まず、将来の区政を担う人材確保についてです。

御提案のありました子どもの頃から区役所の仕事に関心を持つ機会を創出するという視点は、将来の職員採用にとどまらず、区政への参加と協働を進める上でも大変意義のあるものと受け止めております。

現在、区では、小学生の庁舎見学、中学生の職場体験、高校生や大学生のインターンシップなど、各世代に応じた機会を設けております。今後はまちづくりセンターなど地域に身近な職場とも連携し、子どもが地域への関心や愛着を深め、地域を支える仕事を知り、そのやりがいを身近に感じられる機会について検討いたします。

職員は区の財産であるという認識に立ち、子どもたちが地域のために働くこと、そして、世田谷区で働くことを将来の選択肢の一つとして思い描くことができるような取組を通じ、将来の世田谷区政を担う人材の裾野を広げてまいります。

次に、子育ての選択肢の公平性について御答弁いたします。

区は、全ての子育て家庭が妊娠期から孤立することなく、身近な地域で多様な人や支援につながりながら安心して子育てができる環境を整備をすることが大切であると認識をしております。

これまでも全ての子育て家庭が妊娠期から出産後の生活のイメージを持ち、各自が望む子育てスタイルを選択できるよう、ネウボラチームによる寄り添い、伴走支援の実施、おでかけひろばや産後ケア等の地域資源の充実、せたがや〇→一子育てエールや地域子育て支援コーディネーターの相談支援、官民連携した地域交流事業等を通じ、地域資源につな

がる仕組みを整えてまいりました。

今年度から無償化しました理由を問わない一時預かり事業の利便性の向上や、この十月からはファミリー・サポート・センター事業の利用料の無償化を図るなど、在宅子育て家庭への支援を充実させ、今後とも子育て家庭の選択に資する取組を強化してまいります。

以上です。

〔清水副区長登壇〕

○**清水副区長**　私からは三点御答弁申し上げます。

まず、建設業をはじめとする地域密着型産業の人材育成についてです。

区の産業基礎調査では、建設や医療・福祉事業者の人手不足を示す結果が出ており、こうした区民や地域を直接支える事業者の適切な人材確保と育成は、事業活動の促進のみならず、区民生活の向上に寄与するものと認識しています。

区では、区内事業者の人材確保や定着を目的とした人材マッチング事業のほか、建設業の人材育成に向けた資格取得補助、介護事業者へのスポットワーク利用補助など人材に着目した施策を進めております。また、産業フェスタでの子ども向け体験や区内の都立高校における体験を交えた建設業魅力発信授業の実施など、若者に対して建設業が地域で果たす役割や誇りとやりがいを伝える取組も行っています。

今後も、区内で働くという職住近接のメリットや地域貢献の魅力等を発信しながら各施策を着実に進め、事業者の安定した活動につなげてまいります。

続きまして、せたがやＰａｙについてです。

せたがやＰａｙは、中小個店支援など地域経済の活性化や物価高対策など区民生活を支える重要な基盤となり、地元の愛着のあるお店の応援ツールとしても着実に定着しつつあります。

一方、今回のポイント誤付与事案により、運営体制やシステム管理上の課題が判明し、区としても重く受け止めております。今後、運営主体である商店街振興組合連合会からの支援要望や検証委員会の最終報告を踏まえ、第三者によるシステム監査やセキュリティー監視、外部専門人材の活用など、再発防止に向けた運営改善を進めてまいります。また、外部有識者や区も参画する運営改善検討会を商店街振興組合連合会に設置し、委託事業者との契約内容の検証を含め、事業運営の改善強化を図ってまいります。

御指摘の現行ベンダーとの契約は導入から六年目を迎えており、事業者の再選定なども含めて検討を進め、安全性、安定性、持続可能性を備えた、利便性が高く、区民の皆様に

親しまれる地域通貨の運営に取り組んでまいります。

続きまして、野鳥への給餌についてです。

区では、世田谷区環境美化等に関する条例に基づき、給餌による迷惑行為に対し、普及啓発や改善依頼等により対応してまいりましたが、長期間にわたり周辺住民の生活環境への影響が続いている事案もあることから、対応強化に向け、条例改正の検討を進めたところでございます。

条例改正につきましては、給餌による迷惑行為を禁止行為として位置づけるとともに、立入調査から始まり、指導、勧告、命令等の行政処分を適用する仕組みとともに、それらに従わない場合の公表や罰金等の規定も検討し、実効性のある条例としていきたいと考えております。また、条例改正後の周知や継続的な指導と具体的な運用も併せて検討し、具体的な成果が出るよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知久教育長登壇〕

○知久教育長　私からは、いじめ対策に関する条例を制定する意義と、目指すいじめ対応の方向性についてお答えいたします。

国のいじめ防止対策推進法は、子どもの命に関わる深刻ないじめ事案を背景に制定されたものであります。その法の趣旨を深く胸に刻み、いじめにより、子どもの命、心身または財産に重大な被害が生じることを決して許さず、被害を受けた子どもの権利回復を最優先に対応してまいります。これは本条例の揺るぎない土台であります。

一方で、法の施行から十年余りが経過する中、子どもを取り巻く環境やいじめの形、その捉え方も変化してまいりました。こども基本法や世田谷区子どもの権利条例を踏まえ、子どもを権利の主体として尊重し、その声に耳を傾け、最善の利益を第一に考えることが今日のいじめ対策には不可欠であります。

本条例では、一人一人の学びと育ちを支える考え方を明確に位置づけております。また、被害と加害の立場が入れ替わる場合や配慮の必要な子どもが関わるなど、単純な二項対立では捉え切れない事案も顕在化しております。本条例では、こうした複雑事案を位置づけ、重大事態に至る前の段階から、専門職や関係機関と連携し、支援につなげてまいります。

本条例は、いじめ防止対策推進法を基礎としながら、この十年余りの社会の変化や新たな知見を取り入れた条例を目指すものであります。世田谷区が全国に先駆けて新たないじ

め対策のモデルを示せる条例となるよう全力で取り組んでまいります。

私からは以上です。

○五十嵐経済産業部長　私からは、二点御答弁申し上げます。

まず、建設業をはじめとする屋外労働者の熱中症対策へのさらなる支援についてでございます。

災害級の猛暑というフレーズが定着しつつある中、労働者の安全確保と事業者の円滑な事業実施に向け、お話しの暑熱対策は喫緊の課題であると認識しております。特に建設業等の屋外で働く方への影響は深刻であり、区としても公共工事における柔軟な工期の設定や適切な経費の積算、建設事業者に対する暑熱対策物品の購入補助などにより対策を実施しているところでございます。

御指摘の支援の充実に向けましては、引き続き事業者のニーズを確認しながら、議員お話しの内容を踏まえて、建設業に対する暑熱対策補助の対象拡大の検討を進め、事業者の対策を後押しすることで安全な事業活動の促進に努めてまいります。

次に、地元農家による食育事業等に係る適切な費用負担等についてです。

区では、世田谷花卉園芸組合の農業者の協力の下、平成十一年度より区立小学校において花栽培指導を実施しております。令和七年度実績としては延べ二十六校、三千九十三名の児童に対し、花農家さんにより指導をいただきました。経費につきましては、花苗や資材は実施校の負担、指導農家への講師謝礼は経済産業部が予算化しております。

今後、世田谷の特色である都市農業を生かした花育や食育のさらなる充実を目指し、出前授業等についての実情を農業者にお聞きし、将来にわたって持続可能な仕組みをつくり、子どもたちのかけがえのない学びの時間を確保していけるよう、教育委員会、農業団体、ＪＡと費用負担や役割分担等について整理してまいります。

以上でございます。

○山戸保健福祉政策部長　私からは、二点御答弁いたします。

最初に、地域医療の担い手である看護職の確保策についてです。

区では、地域医療を支える看護職の確保、育成に向け、世田谷区福祉人材育成・研修センターを中心に取組を進めております。研修センターでは、看護職の就労支援として、看護師や看護学生に加え、看護師を目指す方も対象として訪問看護のおしごとセミナーや訪問看護の職場体験を実施しております。また、子どもたちに福祉の仕事の魅力を伝えることを目的とした夏休み福祉体験を実施し、令和八年度は三百六十三人の小学生から高校生

の児童生徒に御参加いただきました。参加者からは、将来の夢に介護現場で働くことが加わったなどの声が寄せられております。

こうした取組は次世代を担う人材の育成につながる期待も高いことから、看護職体験の場についても検討を行い、地域医療を支える人材の育成に取り組んでまいります。また、ＫＡｉＧＯ　ＰＲｉＤＥ（介護プライド）という看護職を含めた介護現場で働く人々のポートレートとメッセージを届けていく企画にも協力を得て、子どもたちの理解を広げたいと考えております。

次に、健診結果やレセプトデータ等の分析と、生活習慣病の予防及び重症化予防への活用についてです。

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病は、国民健康保険のレセプトデータ等からも四十代、五十代頃からリスクが高まる傾向が見られ、生涯にわたり健康を維持していくためには、早期から健康状態を把握し、生活習慣の改善につなげていくことが重要であると認識しております。

区では、健診結果やレセプトデータ等を活用し、疾病構造や医療費の分析を行い、分析結果を踏まえ、リスクの高い方を抽出し、該当者一人一人の状況に応じた個別の保健指導に加え、糖尿病の重症化を課題として予防プログラムを実施するなど、生活習慣病や重症化の予防に取り組んでおります。

今後も第三期データヘルス計画に基づき、健診受診率などを指標として受診勧奨の効果検証を行うなど、データ分析を重ねながら、生活習慣病予防及び重症化予防の取組を一層充実してまいります。

私からは以上です。

○池田清掃事業再編担当参事　私からは二点、まず清掃・リサイクル事業者の事業運営の安定確保についてでございます。

清掃・リサイクル事業全体において人手不足が大きな課題となる中、区では人員確保に向け、労務費やエネルギーコスト等の上昇分について適切な価格転嫁を図るよう努めており、作業員の処遇の改善や適切な設備投資など、安定的な事業運営に資する適切な契約の確保に取り組んでいるところでございます。また、ベテラン作業員の知識、ノウハウの継承という課題に対応するため、集積所の場所の把握や収集ルートの効率化などをサポートする運行支援システムの導入に向けた取組を区としても支援しているところです。

同時に、子どもの頃からの普及啓発などを通して、ごみの適切な分別、資源のリサイク

ルに対する区民の理解を深め、清掃・リサイクル事業者が将来にわたり安心して、また、やりがいを持って事業を継続していただけるよう環境づくりに取り組んでまいります。

次に、在宅医療に使用される注射針の回収への支援についてでございます。

廃棄物の処理に関しては、製造業者や販売事業者が一定の役割を担う拡大生産者責任という考え方があり、在宅医療で用いた使用済み注射針については、集積所利用者や作業員の安全確保などの観点から、販売する薬剤師会に購入者からの回収と処理を担っていただいております。

区においても在宅医療患者が増える中、使用済み注射針が安全かつ適正に回収、処理されるよう、薬局が購入者に提供する回収容器の購入費用の補助を実施しており、今後も適切に実施してまいりたいと考えております。通常の形では処理が困難な在宅医療廃棄物の適正な処理については、環境省や東京都において引き続き検討や協議が必要であるとしており、引き続き、国や都の動きを注視しつつ、保健福祉政策部とも情報共有をしながら処理費用に関する支援の在り方についても検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○**中西生活文化政策部長**　私からは、三点お答えします。

まず、子育て支援と多世代で支えあう地域づくりについて二点お答えいたします。

多世代の居場所が住民同士のつながり、地域活動への参加促進、孤立予防に果たす役割をどのように認識しているかという御質問を頂戴しました。昨今、高齢者だけでなく、様々な世代において社会的孤立や居場所の喪失が課題となっております。様々な世代が交流し、支えあう場や機会をつくることはその解決に有効であると認識しております。

例えば高齢者の居場所におきまして、子育て中の母親が不安を漏らした際に高齢者の経験や知識がその解消につながった事例や、健康麻雀で初心者に手ほどきをしたり、参加者同士で音楽グループを立ち上げて地域の催しへの出演を目指したりといった具体的な成果も見られています。高齢者の居場所づくりを多世代交流を軸に進めることにより社会参加のきっかけをつくり、住民同士の結びつきを広げ、互いに助け合う環境を育み、孤立の予防につなげることができると認識しています。

次に、ぶんぶくテラマチのような好事例を広げていくため、どのように取り組んでいくのかと御質問を頂戴しました。

区では現在、居場所づくり事業として、世田谷、北沢、砧、烏山の四地域でモデル事業を実施しており、本年十月に玉川地域の特別養護老人ホーム上用賀の家において事業を開

始しますと、各地域における居場所のモデルが出そろうことになります。モデル事業で得られた運営ノウハウや実践事例の共有を通じて活動人材の育成や運営力の向上に取り組んでいきます。また、活動場所の確保や地域団体等による運営は、引き続き、高齢者社会参加促進支援補助金等により支援いたします。

引き続き、居場所づくりの取組を地域に広げるため、社会福祉法人やＮＰＯ、民間事業者など多様な主体との連携を図りながら、活動の担い手や活動の場の拡充につながる検討も進めてまいります。

次に、本庁舎整備につきまして、新しい本庁舎を活用して区民にどのような価値を還元していくのか、広場やテラス、区民交流スペース、屋上庭園などをどのように活用していくのかという質問を頂戴しました。

区民利用・交流拠点施設は誰もが気軽に立ち寄れて参加できる開かれた施設であり、様々な活動が同じ空間で行われることで出会いや交流を生み出し、協働へ発展することを目指しています。そのため、予約がなくとも、今日こんなことをしたいという人たちが場を共有し、活動することを基本に運営いたします。

一方、マルシェや音楽、子ども向けのワークショップなどの催しを実施し、区民が気軽に区役所を訪れたくなる価値をつくることも重要です。訪れたくなる価値と区民による開かれた活動の融合によって、最終的に人々の交流と協働につなげていく場の設計を進めています。十一月に実施するオープニングイベント期間では、区民に新たな庁舎に立ち寄ってみたいと思っていただける価値づくりと、広場や交流スペースなどの活用方法の見本となるような取組をお見せして、その後も区民が訪れ、様々な活動が展開される呼び水となるように努めてまいります。

以上でございます。

○山田学校教育部長　私からは、いじめ対策と食育授業につきまして順次御答弁いたします。

まず、いじめ対策の条例の実効性担保に向けた体制整備についてです。

条例を実効性のあるものとするためには、事案発生後の対応だけでなく、重大ないじめが起きにくい学校運営で、いじめの予防的な取組を充実していくことが重要であると認識しております。具体的な取組として、各校と連携し、子ども向けプログラムや保護者への啓発を行い、理念の浸透を目指してまいります。また、学校現場がいじめの対応を抱え込むことがないよう、組織的な対応づくりや学校いじめ防止基本方針の運営支援に取り組ん

でまいります。

さらに、いじめにより傷ついた子どもへの支援については、心理士等の専門家をはじめ、スクールソーシャルワーカーやせたホッとなど福祉部門との連携を強化し、一人一人の状況に応じた切れ目のない支援につなげるとともに、区内事例の分析や再発防止策の検証、先進事例の研究等を通じて施策の改善を図ってまいります。あわせて、被害児童生徒が安心して学校で過ごすことができる環境の確保を最優先としつつ、被害、加害双方の教育を受ける権利に配慮し、加害児童生徒への適切な指導や支援の在り方について、条例への反映も含めて検討を進めてまいります。

次に、地元農家による食育授業について、持続可能な仕組みへと転換すべきについてでございます。

世田谷区内の幾つかの学校では、地域の農業者などに協力をいただき、お米や野菜作り、園芸などについて体験的に学ぶ活動が行われています。ＡＩの発展やタブレット端末を活用した学習が広がる中、自然と直接触れ合い、教員以外の人と関わりを通じて学ぶ活動は、児童の感性を豊かに育む貴重な学習機会となっております。

議員御指摘のとおり、御協力者の中には、種苗などの学習に必要な物品の提供や農具等の貸与を担っていただいている方がおり、その負担の在り方が課題となっております。また、謝礼に関する基準がないため、学校ごとに謝礼の支払いの有無や額が異なっている状況があることを確認いたしました。

今後こうした取組を継続的かつ安定的に実施できるよう、経済産業部と連携しながら、協力者への支援や謝礼に関する考え方、物品等の提供に係る負担の軽減に向けた仕組みづくりなどについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、健康施策、保健所が所管しております部分についてお答えを申し上げます。

区民一人一人が生涯にわたり健やかで自分らしく暮らし続けるためには、ライフステージに応じた主体的、継続的な健康づくりの推進が重要です。そのため、国保データベースや協会けんぽ東京支部の健診データ等を活用して区民の健康状態を把握するとともに、その結果や傾向分析をデータで見るせたがやの健康としてまとめ、普及啓発や生活習慣病の重症化予防等の取組に活用しております。特に健康せたがやプラン第三次においては、若年層など健康に無関心な方であっても自然に健康につながる選択ができる環境づくりを

リーディングプロジェクトに位置づけて重点的に取り組んでいます。

今年度実施するプランの中間評価では、保健医療関係団体や区民代表等から構成する健康づくり推進委員会等において共に検証し、御指摘の健康無関心層へのアプローチを含む健康増進施策の充実強化を図ってまいります。

私からは以上です。

○杉中障害福祉部長　私からは、医療的ケア児の笑顔を支える基金のさらなる活用について御答弁いたします。

区では、医療的ケア児支援の取組を推進するため、令和三年度に医療的ケア児の笑顔を支える基金を創設し、令和七年度末の時点で合計約一億三千万円の多額の御寄附をいただいております。これまで基金は、医療的ケア児ときょうだいにキャンプを贈ろうや非常用ポータブル電源等の配付事業に活用してまいりました。また、今年度から医療的ケア児施設の開設補助についても新たに対象としたところです。

今後、医療的ケア児支援法の改正趣旨を踏まえ、当基金について、医療的ケア児や重症心身障害児の成人期も見据え、その家族も含め、将来にわたり安心して地域で暮らし続けられるよう、さらなる有効活用策について検討してまいります。

以上です。

○渡邉スポーツ推進部長　私からは、多様なスポーツの普及啓発について御答弁申し上げます。

スポーツ振興財団では、子どもから高齢者、障害者、外国人まで幅広い区民を対象に教室や大会などの事業を展開しており、各地域のスポーツフェスタや区民スポーツまつり等のイベントにおいては、各種パラスポーツをはじめ、モルックやピックルボールなど、最近、話題となっている新しいスポーツの体験会を開催するなど様々なスポーツに触れる機会を創出しており、各競技団体にとりましても種目の普及や会員獲得の場となっていると考えてございます。

また、スポーツ振興財団に加盟している種目別の賛助会員は現在四十九団体あり、財団のホームページや広報紙による紹介のほか、区民スポーツ大会や初心者向けの教室を開催するなど、区民に多様なスポーツの参加の機会を提供してございます。今後も賛助会員とのネットワークを有するスポーツ振興財団と連携しながら、多様なスポーツの情報発信と、誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

○高野庁舎整備担当部長　私からは、本庁舎等整備について四点御答弁いたします。

初めに、これまで長期にわたり区民に負担をお願いしてきたことへの受け止めと、三期工事について遅延させることなく、確実に完了させることへの決意や覚悟についてです。

本庁舎等整備におきましては、令和五年五月の工事施工者から大幅な工事の遅延の申出を受けて以来、工事の進捗について、近隣の皆様をはじめ区民の皆様に御心配や御迷惑をおかけしてきたことを大変重く受け止めております。

本庁舎等につきましては、九月十八日に二期工事を竣工し、区民が行政サービスを受けるだけではなく、日常の中で自然に立ち寄り、集い、親しまれていく場所へ変わろうとしており、三期工事については遅れることなく、期待にしっかり応えていくことが使命と認識しております。本年十一月には三期工事に着手し、近隣の皆様をはじめ、区民の皆様に御負担をおかけいたしますが、安全を第一に、品質確保に万全を期しながら工事の進行管理を真摯に行い、着実に推進するよう強い覚悟で取り組んでまいります。

次に、二期竣工後の来庁者や施設利用者の増加をどう見込んでいるのかと、二期工事、三期工事竣工後の駐輪場の収容台数の確保についての二点について一括してお答えをいたします。

本庁舎につきましては、区民交流スペースや広場、カフェ・レストランの順次開設を予定しており、開庁時や開庁時以外の夜間や休日等についても人々が立ち寄り、集うなど交流が活発に行われ、利用者が増加すると想定しております。

そのため、駐輪場につきましては、基本構想当時、旧庁舎における駐輪台数約二百三十台に対し、新庁舎は約三百台を計画しており、利用者の増加を見据えた整備を進めております。また、二期工事では西棟に二十五台、東棟北側に九十五台の計百二十台分の駐輪場を整備するとともに、九十台程度を三期工事期間の暫定駐輪場として確保いたします。さらに、状況に応じて臨時駐輪場を設けるなど利用者がアクセスしやすい交通環境を整えてまいります。

最後に、三期棟完成までの間の来庁者用駐車場が十分な計画となっているのか、区民の利用促進と交通環境の整備についてどのように考えているのかについてお答えをいたします。

来庁者用駐車場は現在約四十台に対し、三期工事中約六十台収容が可能となる東棟地下一階の公用車用駐車場を暫定利用する予定です。また、これまでの駐車場と同様に開庁時のみの開設を予定しておりましたが、区民交流スペースや広場、レストラン等のオープン

に伴う駐車場需要の拡大を見据え、夜間や休日等における運用について検討を進めております。さらに、駐車スペースの適切な提供を目的として窓口利用者等以外の一般利用者の有料化と、窓口利用者等への割引券の配付などについて検討し、準備が整った段階に応じて駐車場の運用を切り替える予定です。

引き続き、本庁舎の区民利用促進に向けて駐車場及び駐輪場の拡充を図るとともに、公共交通機関利用者への分かりやすい案内やバスベイの整備など、よりよい交通環境の整備推進に取り組んでまいります。

以上です。

○三十六番　宍戸三郎議員　二点再質問します。

まず、大蔵の体育館について伺います。

区長は改築ではなく、リノベーションとするとお決めになったとの答弁がありました。ただ、私もこの大蔵の再整備ビジョン素案を確認しました。体育館をリノベーションとした理由は恐らく経費の観点からだと思いますが、事業費については素案に記載はありませんでした。区長が早々にリノベーションを選択した理由が分かりません。そもそも事業費が大きくなることが予想されるこの事業においては、トップである保坂区長自らが本気にならなければ、積極的には推進することはできません。

かつて熊本区長がスポーツの世田谷を掲げて進めたように、私はスポーツの拠点となるこの大蔵の体育館は改築して抜本的に機能を充実させ、九十三万都市に見合うものにすべきと考えています。また、今後、ＰＦＩなど民間提案を想定するのであれば、体育館をリノベーションすると打ち出してしまったら、大幅に提案の内容を狭めるどころか、事業者の手が挙がらない結果になってしまうかもしれません。逆に民間の協力を得ることができれば、改築でも事業費を抑えられる可能性も考えられます。この段階でリノベーションに決めるべきではありません。区長の責任ある答弁を求めます。

次に、地域公共交通についてです。

区長からは、砧のデマンド交通について、福祉や地域活性化等の有効性を検証して進めてまいりますとの答弁がありましたが、まずは、その検証結果はどのようなもので、それを他地域展開にどのように生かしていくおつもりなのか伺います。

また、公共交通不便地域対策と既存公共交通の維持は両輪で進める必要があるとの答弁でしたが、この二つは地域の中で矛盾することも考えられます。既存の公共交通を弱体化させてしまう可能性もあるからです。また、先ほども述べましたが、継続的に多額の費用

を要する事業であることから、他自治体例では、持続可能性の観点から補助の上限を設けている例もあります。成果が得られない場合には事業の在り方を見直す、撤退する必要も出てくる可能性もあると思いますが、区長は本事業の引き際についてどのように考えているのか伺います。

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　宍戸議員の再質問についてお答えをいたします。

まず、大蔵の体育館リノベーションについての御意見をいただきました。公共施設等総合管理計画では、おおむね六十五年の築年数及び各施設の状況を踏まえて計画的に更新していくことにしております。令和十三年度に築六十五年を迎える総合運動場体育館はその対象になっていました。長寿命化調査を実施をいたしました結果、建物は非常によい状態で、長寿命化が可能という診断でした。通常、公共施設等総合管理計画では、長寿命化が可能な建物は必要に応じて使用期間を三十年程度延伸する、長寿命化改修を行うこととしておりますが、本体育館は、その改修を行わなくても、中長期保全改修を行いながら使用可能な状態であるということです。そのため、改築ではなくてリノベーション等により機能を拡充し、引き続き使用していくということを政策決定したものでございます。

再整備ビジョン素案については、体育館以外の施設についてもそれぞれの施設の課題を踏まえて再整備していくこととしておりまして、今後は議会の御意見も伺いながら、大蔵運動公園、大蔵第二運動公園全体の再整備に関する基本構想をまとめ、この中で事業費についてもお示しをしてまいります。

先ほど答弁したとおり、新たな拠点スポーツ施設として、上用賀公園拡張事業の中に区民体育大会が行える規模の新たな体育館も整備していくこととしておりまして、和田堀給水所上部利用などを含めて、九十三万区民のスポーツ環境の整備について着実に進めてまいります。

次に、持続可能な地域公共交通というテーマで御質問をいただきました。

砧デマンド交通につきましては、実証運行時の評価分析において、移動手段にとどまらず、外出機会の増加や送迎負担の軽減など多様な効果が得られているということを確認いたしまして本格運行に移行しています。その本格運行へ移行した後も、利用状況や採算性のほか、福祉、健康面や地域の活性化などの視点から目標水準を設定しており、分析評価を継続して実施していきます。

また、今後の他地域展開においては、砧モデル地区での経験を踏まえ、策定した世田谷

区コミュニティ交通導入ガイドラインに基づき、地域協議会と協議の上、各地域の状況に応じた目標水準を設定し、事業の有効性、持続可能性を評価検証してまいりたいと考えております。

また、既存の交通との関係についてでございますが、新たなコミュニティ交通については継続的な公費負担を伴うことから、各地域の実情や検証結果を十分考慮し、利用者ニーズと便益、また、健康や福祉面における健康、コミュニティーの力の向上もにらんで、事業効果を高めるため、改善を継続して行ってまいります。その上で、代替手段等も含めた持続可能なコミュニティ交通の在り方について適切に判断し、公共交通不便地域の解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○**三十六番　宍戸三郎議員**　攻めの区政運営ということで様々質問してまいりました。保坂区長の区政運営は一見バランスがよいかに見えますが、我々が重視する持続可能な区政運営や将来への投資という視点からすると疑問を感じざるを得ません。今後も引き続き再考を求めていきます。

やはりこうした状況を見ると、保坂区長の区政運営には未来が見えませんし、多選への弊害が生じているのではないかと心配になります。早々に五期目を目指すとの表明がありましたが、これこそ見直しをお考えいただきたいと、このことを申し述べて、自由民主党を代表しての質問を終わります。

○**石川ナオミ議長**　以上で宍戸三郎議員の質問は終わりました。

これで本日の代表質問は終了いたします。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、明十六日は午前十時から本会議を開催いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十九分散会